

次期ごみ処理施設整備・運営事業

入札説明書

令和4年4月5日

(令和4年5月9日修正)

岐阜羽島衛生施設組合

< 目 次 >

第1章 用語の定義	1
第2章 入札説明書の位置付け	3
第3章 事業内容に関する事項	4
1. 事業名	4
2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	4
3. 公共施設等の管理者	4
4. 事業目的	4
5. 事業概要	4
6. 本事業対象施設の概要	5
7. 事業方式	5
8. 契約の形態	5
9. 事業期間	6
10. 事業実施区域	6
11. 関係法令等の遵守	6
12. 事業期間終了後の措置	7
13. 対象となる業務範囲	7
14. 民間事業者への支払い	8
15. 余熱利用計画	8
16. 組合が適用を予定している交付金について	8
17. 事業スケジュール（予定）	8
第4章 民間事業者の募集及び選定に関する事項	10
1. 民間事業者の募集及び選定方法	10
2. 募集及び選定の手順	10
3. 入札手続き	12
4. 入札参加資格要件	21
5. 予定価格及び入札書比較価格	25
第5章 応募者の審査及び落札者の決定	26
1. 審査機関	26
2. 落札者の決定方法	26
第6章 落札者決定後の手続き	28
1. 基本協定の締結	28
2. 特別目的会社の設立	28
3. 契約内容に関する協議	28
4. 事業契約の締結	28
5. 地位の譲渡等	29
6. 入札保証金及び契約保証金	29

第7章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	30
1. 想定されるサービスの水準・仕様	30
2. 想定されるリスクの分担	30
3. 事業者が加入する保険	30
4. 組合による事業の実施状況の監視	30
5. 地域への貢献	31
第8章 事業契約に解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	31
1. 疑義が生じた場合の措置	31
2. 管轄裁判所の指定	31
第9章 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	31
1. 民間事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	31
2. 組合の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	31
3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	32
第10章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	32
1. 法制上及び税制上の支援に関する事項	32
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項	32
3. その他	32

添付資料

- 添付資料1 事業実施区域
- 添付資料2 事業範囲
- 添付資料3 契約スキーム
- 添付資料4 リスク分担
- 添付資料5 対価の構成及び支払方法
- 添付資料6 モニタリング及び対価の減額
- 添付資料7 事業者が付保する保険
- 添付資料8 提出書類作成要領

第1章 用語の定義

入札説明書において使用する用語の定義は次のとおりである。

本事業	岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備・運営事業をいう。
組合	岐阜羽島衛生施設組合をいう。
関係市町	岐阜羽島衛生施設組合を構成する2市2町（岐阜市、羽島市、岐南町、笠松町）をいう。
本件施設	本事業において設計・建設され、運営される施設及び設備のうち、ごみ処理を用途とする施設をいい、工場棟、管理棟、計量棟、スラグストックヤード棟（溶融を行う場合）、洗車場の他、構内道路、門扉、囲障、駐車場、植栽等で構成され、関連施設を除く一式をいう。
関連施設	本事業において設計・建設され、運営される施設及び設備のうち、住民が使用する施設をいい、地域貢献施設及び多目的広場で構成されるものをいう。
複合施設	本事業において、設計・建設され、運営される施設及び設備である本件施設及び関連施設の総称をいう。
プラント	複合施設のうちごみ処理に必要な全ての設備（機械設備、電気設備及び計装設備を含む。）を総称していう。
建築物等	複合施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。
委員会	本事業の実施に際して必要となる事項の検討及び提案審査を行う目的で、組合が開催する学識経験者などで構成される組織「岐阜羽島衛生施設組合一般廃棄物処理施設整備・運営事業者選定委員会」をいう。
応募者	本事業の入札手続きに参加する複数企業で構成される企業グループをいう。
代表企業	入札手続きにおいて応募者の代表を務めるものをいう。
構成員	応募者のうち、民間事業者の選定後、特別目的会社への出資を行うものをいう。
協力企業	応募者のうち、民間事業者の選定後、特別目的会社への出資を行わないもので、本事業の実施に際して、設計・建設業務、運営・維持管理業務のうちの一部を請負又は受託することを予定しているものをいう。
設計・建設業務	本事業のうち、複合施設の設計・建設に係る業務をいう。
運営・維持管理業務	本事業のうち、複合施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
落札者	組合が設置する委員会による評価をもとに、事業契約の締結を予定するものとして組合が決定した応募者をいう。
民間事業者	組合と事業契約を締結し、本事業を実施するものをいう。

建設事業者	本事業において、複合施設の設計・建設業務を担当するもので、複数企業又は共同企業体をいう。
運営事業者	民間事業者の選定後、構成員が出資を行い設立する特別目的会社で、複合施設の運営・維持管理業務を行うものをいう。
残さ運搬事業者	本事業において、残さ運搬業務を行うものをいう。
残さ資源化等事業者	本事業において、残さ資源化等業務を行うものをいう。
運営事業者等	運営事業者、残さ運搬事業者、残さ資源化等事業者など、本事業における運営・維持管理業務を行うものをいう。
事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約、残さ運搬業務委託契約及び残さ資源化等業務委託契約の総称をいう。
基本協定	民間事業者の選定後、本事業開始のための準備行為等の基本的事項等についての組合と落札者の間で締結される協定をいう。
基本契約	民間事業者に本事業を一括で発注するために、組合と落札者及び落札者が設立する運営事業者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、組合と建設事業者が締結する契約をいう。
運營業務委託契約	本事業の運営・維持管理業務の実施のために、基本契約に基づき、組合と運営事業者が締結する契約をいう。
残さ運搬業務委託契約	本事業の運営・維持管理業務の実施のために、基本契約に基づき、組合、運営事業者及び残さ運搬事業者の三者が締結する契約をいう。
残さ資源化等業務委託契約	本事業の運営・維持管理業務の実施のために、基本契約に基づき、組合、運営事業者及び残さ資源化等事業者の三者が締結する契約をいう。
要求水準書 設計・建設業務編	本事業における設計・建設業務に係る要求水準書をいう。
要求水準書 運営・維持管理業務編	本事業における運営・維持管理業務に係る要求水準書をいう。
要求水準書	要求水準書設計・建設業務編及び要求水準書運営・維持管理業務編の総称をいう。
入札説明書等	本事業の入札公告に際して、配布する入札説明書、要求水準書、契約書案、落札者決定基準書などの書類をいう。
P F I 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)をいう。

第2章 入札説明書の位置付け

組合では、本事業について「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」の規定に準じて実施するため、令和4年1月7日に「次期ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針」を公表した。

入札説明書は、本事業を実施する事業者選定のための総合評価落札方式による一般競争入札（地方自治法施行令第167条の10の2）に適用するものであり、本事業に係る入札公告に基づく事業者の募集及び選定等については、入札説明書等及びこれらに関する質問回答により、実施する。

応募者は、入札説明書等の内容を十分理解した上で、本事業の目的に沿った条件で必要な書類等の作成を行うものとする。

第3章 事業内容に関する事項

1. 事業名

岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備・運営事業

2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名称 (仮称) 岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設

種類 一般廃棄物処理施設

3. 公共施設等の管理者

岐阜羽島衛生施設組合 管理者 岐阜市長 柴橋 正直

4. 事業目的

本事業は、「次期ごみ処理施設整備基本計画（改定版）」（令和2年3月）に基づき（仮称）岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設の整備・運営について、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用して、効率的かつ効果的な事業を実施することを目的とする。

5. 事業概要

本事業は、関係市町から排出される一般廃棄物を合理的、経済的かつ衛生的に焼却処理するために羽島市福寿町平方地区に施設整備を行うとともに、20年間の運営管理をD B O (Design ^{デザイン} Build Operate) ^{ビルド オペレート}方式により実施するものである。

なお、運営期間は20年間を予定しているが、複合施設は約30年使用することを予定し整備・運営を実施する。

本事業に当たっての基本方針は、次のとおりとし、住民に開かれ、地域から信頼された親しみの持たれる施設づくりを目指すものとする。

◆安全で安心できる施設

爆発や火災などの事故が発生しないよう万全の対策を講じるとともに、不測の事故、天災に際しても二次災害を引き起こさないよう安全な施設。そして、地域や作業環境において安全性が確保された施設とする。

◆周辺環境に調和した施設

公害防止対策は、技術的・経済的に対応可能な最高水準のものとし、法に定める基準よりも厳しい自主基準により管理できる施設とする。

◆資源及びエネルギー回収に優れた施設

環境保全や資源の有効利用が求められている社会的背景から、廃棄物を有効利用し、効率的なエネルギー回収、資源の循環型処理ができる施設とする。

◆経済性に優れた施設

建設費、維持管理費、処分費などトータルコストの軽減を意識した施設とする。

◆災害時に対応できる施設

災害の影響を受けることなく、安定的なごみ処理を継続できる施設。また、災害時に地域にエネルギーを供給できる施設とする。

6. 本事業対象施設の概要

項目	概要
事業実施場所	岐阜県羽島市福寿町平方地区
事業実施区域	添付資料1 参照
民間事業者の業務及び期間	設計・建設業務：契約締結日から令和9年3月31日まで 運営・維持管理業務：令和9年4月1日から令和29年3月31日まで
主要な施設	ア 本件施設 ・工場棟、管理棟、計量棟、スラグストックヤード棟（溶融を行う場合）、洗車場 ・構内道路、門扉、囲障、駐車場、植栽等その他関連する施設や設備等 イ 関連施設 ・地域貢献施設、多目的広場
処理方式	ストーカ式焼却炉、流動床式焼却炉、シャフト炉式ガス化溶融炉、流動床式ガス化溶融炉のいずれかの方式
処理対象物	①一般ごみ（可燃ごみ） ②可燃性粗大ごみの破碎ごみ ③し尿処理汚泥 ④災害廃棄物
供用開始	令和9年4月1日
施設規模	130 t/日（65 t/日×2 炉、24 時間稼働）
エネルギー回収率	16.5%以上とする

7. 事業方式

本事業における施設の整備及び運営はDBO（Design Build Operate）方式により実施する。

応募者のうち、落札者は、建設事業者として複合施設の設計・建設業務を行う。

さらに、落札者は、特別目的会社（運営事業者）を設立し、運営事業者として20年間にわたって、複合施設の運営・維持管理業務を実施するものとする。

8. 契約の形態

組合は、本事業の実施に当たり、次の協定等を民間事業者と締結する。

なお、事業契約は基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約、残さ運搬業務委託契約及び残さ資源化等業務委託契約の5つの契約から構成されるものとする。

(1) 基本協定

組合は、落札者との間で基本協定を締結する。基本協定には、本事業に関する事業契約の締結に向けて、組合と落札者の立場と義務を確認するとともに、事業契約締結のための基本的事項を定めるものとする。

(2) 基本契約

組合は、民間事業者との間で、組合、民間事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項等を定めた基本契約を締結する。

(3) 建設工事請負契約

組合は、建設事業者との間で本事業の設計・建設業務の実施のために必要な事項等を定めた建設工事請負契約を締結する。

(4) 運營業務委託契約

組合は、運営事業者との間で本事業の運営・維持管理業務の実施のために必要な事項等を定めた運營業務委託契約を締結する。

(5) 残さ運搬業務委託契約

組合は、運営事業者及び残さ運搬事業者の三者の間で、本事業の残さ運搬業務の実施のために必要な事項等を定めた残さ運搬業務委託契約を締結する。

(6) 残さ資源化等業務委託契約

組合は、運営事業者及び残さ資源化等事業者の三者の間で、本事業の残さ資源化等業務の実施のために必要な事項等を定めた残さ資源化等業務委託契約を締結する。

9. 事業期間

(1) 設計・建設業務期間

契約締結日（令和5年3月下旬）から令和9年3月31日まで

(2) 運営・維持管理業務期間

令和9年4月1日から令和29年3月31日まで

10. 事業実施区域

事業実施区域は、「添付資料1 事業実施区域」に示すとおりである。

11. 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を実施するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45

年法律第 137 号)をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

1 2. 事業期間終了後の措置

運営・維持管理業務の委託期間は 20 年間としているが、組合は複合施設の長寿命化を図り、約 30 年の安定稼働を確保することを目標としているため、民間事業者はそのことを前提として設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うこととする。また、民間事業者は、事業期間終了時に複合施設を組合の定める明渡し時における要求水準を満足する状態に保って、組合に引継ぐものとする。なお、事業期間終了時の措置について、運営開始後 16 年目（令和 24 年度）の時点において、組合及び民間事業者は協議を開始するものとする。なお、事業期間中に大規模改修工事を実施することは想定していない。

1 3. 対象となる業務範囲

組合及び民間事業者が行う事業の範囲は次のとおりとする。また、各項目の詳細については「要求水準書」に示すとおりとする。

(1) 民間事業者が行う業務

1) 複合施設の設計・建設に関する業務

【複合施設の設計に関する業務】

- (ア) 複合施設の設計
- (イ) 組合が提示する調査結果以外に必要となる事前調査
- (ウ) 組合が行う循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援
- (エ) 組合が行うその他許認可申請支援

【複合施設の建設に関する業務】

- (ア) 複合施設の建設
- (イ) 建設工事に係る許認可申請（支援を含む。）等
- (ウ) 近隣対応（民間事業者が対応すべき範囲）

2) 複合施設の運営・維持管理に関する業務

- (ア) 運転管理業務（関連施設利用料金の徴収、焼却残さ等の運搬、資源化等を含む。）
- (イ) 維持管理業務
- (ウ) 測定管理業務
- (エ) 防災管理業務
- (オ) 関連業務（植栽管理、施設警備・防犯、見学者対応等）
- (カ) 情報管理業務

(2) 組合が行う業務

1) 複合施設の設計・建設に関する業務

- (ア) 用地の確保
- (イ) 近隣同意の取得・住民対応
- (ウ) 複合施設の交付金申請手続き
- (エ) 複合施設の設計・建設モニタリング
- (オ) その他これらを実施する上で必要な業務

2) 複合施設の運営・維持管理に関する業務

- (ア) 住民対応
- (イ) 行政対応
- (ウ) 運営・維持管理モニタリング
- (エ) 本件施設への処理対象物の搬入
- (オ) 処理不適物の運搬・処分
- (カ) 余剰電力の売却
- (キ) その他これらを実施する上で必要な業務

14. 民間事業者への支払い

本事業における民間事業者への支払は、「第3章8. 契約の形態」に示すそれぞれの契約に基づいて支払う。

15. 余熱利用計画

民間事業者は、焼却処理により発生する熱エネルギーを利用した発電を行い、電力として複合施設内で利用するとともに温水を地域貢献施設へ供給すること。なお、余剰電力は電力会社等へ売電する。

売電収入は組合に帰属するものとするが、民間事業者は当該売電収入の向上を十分考慮し、運営・維持管理業務を行う。

16. 組合が適用を予定している交付金について

本事業は、国の交付金の対象事業となる予定である。交付金の申請等の手続きは組合において行うが、民間事業者は組合が行う交付金の申請手続き等に協力するとともに、当該交付金交付要綱等に適合するように関係資料の作成を行うこととする。

17. 事業スケジュール（予定）

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 落札者の決定 | 令和4年12月 |
| (2) 仮契約の締結 | 令和5年2月 |
| (3) 契約議案の議会への提案 | 令和5年3月 |

- | | |
|------------------|----------------|
| (4) 事業契約の締結 | 令和5年3月 |
| (5) 複合施設の設計・建設 | 令和5年4月～令和9年3月 |
| (6) 複合施設の運営・維持管理 | 令和9年4月～令和29年3月 |

第4章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 民間事業者の募集及び選定方法

本事業では、応募者が入札公告に際して配布する入札説明書等に示す参加資格要件を満たしており、かつ応募者の事業提案内容が、技術的観点等から組合の要求水準を満足することが見込める内容であることを前提として、落札者を決定する。なお、落札者の決定は、公平性及び透明性を確保する観点から、総合評価落札方式による一般競争入札により行う。

2. 募集及び選定の手順

(1) スケジュール

組合は次の手順により、事業者を選定することを予定している。

内 容	日 程
① 入札公告及び入札説明書等の公表	令和4年4月5日(火)
② 第1回入札説明書等に関する質問受付期限	令和4年4月15日(金)
③ 第1回入札説明書等に関する質問回答の公表	令和4年5月9日(月)
④ 入札参加資格審査書類受付期限	令和4年5月16日(月)
⑤ 第2回入札説明書等に関する質問受付期限	令和4年5月20日(金)
⑥ 入札参加資格審査結果の通知	令和4年5月30日(月)
⑦ 第2回入札説明書等に関する質問回答の公表	令和4年6月20日(月)
⑧ 対面的対話	令和4年7月11日(月)～15日(金)
⑨ 事業提案書等入札書の受付期限	令和4年9月20日(火)
⑩ 落札者決定	令和4年12月中旬
⑪ 基本協定締結	⑩の後速やかに
⑫ 事業契約仮契約締結	令和5年2月下旬
⑬ 事業契約本契約締結	令和5年3月下旬

注) 令和4年1月7日公表の次期ごみ処理施設整備・運営事業実施方針において提示した現地見学会は、開催しないこととするが、現地の見学は、随時行うことができることとする。なお、現地を見学する場合は、組合に事前連絡(電話やメールなど)することとする。

(2) 実施する内容

1) 入札公告

組合は、事業者の選定等を行うに当たり、本事業の入札公告をするとともに、組合のホームページへの掲載により公表する。入札公告に際しては、入札説明書等を配布する。

2) 質問受付

組合は、入札説明書等の内容に関する質問を受け付ける。

3) 質問回答の公表

組合は、上記1)による質問及びこれに対する回答を組合のホームページへの掲載により公表する。

4) 入札参加資格審査申込み

応募者は、入札説明書の定めるところにより、一般競争入札参加資格審査確認に必要な書類（以下「入札参加資格審査書類」という。）を提出するものとする。

5) 入札参加資格審査結果の通知

組合は、入札参加資格審査書類を提出した応募者を対象として入札参加資格の有無を確認し、その結果を応募者に通知する。入札参加資格があると認められた応募者は、以後の手続きにおいて本事業の実施の対価を示した入札書並びに本事業の実施に関する計画及び提案を示した事業提案書（以下「事業提案書」という。）を提出することができるものとする。

6) 対面的対話の実施

入札参加資格審査通過者を対象に、組合は対面的対話を行う。対面的対話は、入札参加資格審査通過者における組合の事業目的（事業の位置づけや特徴等）への理解促進、事業提案書における要求水準の未達回避、より大きな民間の創意工夫の発揮を目的として実施するものである。

7) 事業提案書及び入札書の提出

応募者は、入札説明書の定めるところにより、事業提案書及び入札書を提出するものとする。

8) 落札者の決定及び公表

事業提案書及び入札書等については、委員会において総合評価の方法により審査する。組合は、委員会の評価結果を踏まえ、落札者を決定し、各応募者に書面で通知するとともに、組合のホームページで公表する。

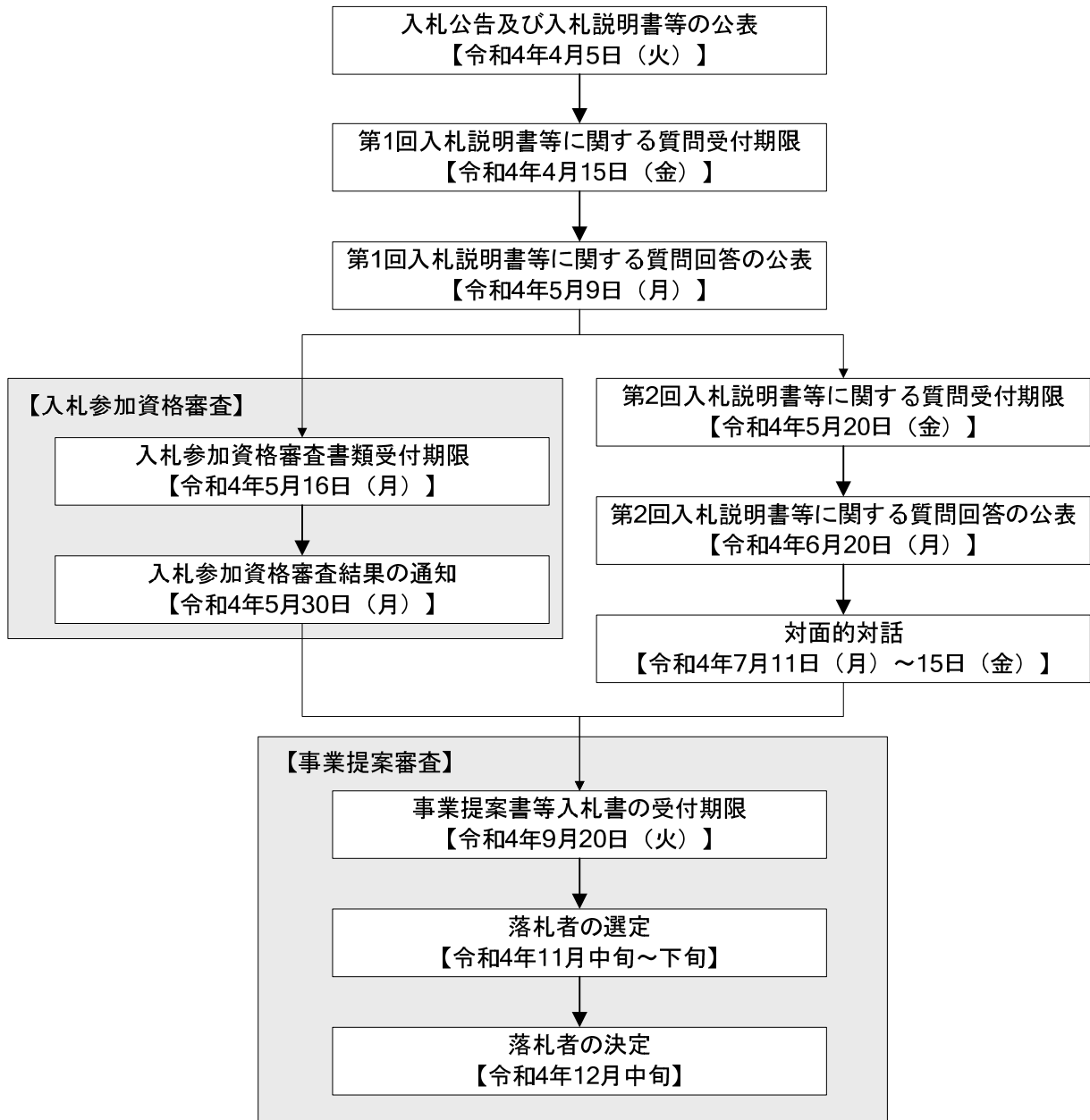
9) 審査講評

組合は、入札書及び事業提案書の内容を総合的に評価した結果を、各応募者に電子メール等で通知するとともに、組合のホームページへの掲載により公表する。

3. 入札手続き

(1) 入札手続きの概要

入札手続きの流れは、次のとおりである。



(2) 入札説明書等

1) 入札説明書等の公表

次の書類を組合のホームページで公表する。

- (ア) 入札説明書
- (イ) 要求水準書（設計・建設業務編）
- (ロ) 要求水準書（運営・維持管理業務編）
- (エ) 要求水準書（設計・建設業務編）添付資料
- (オ) 落札者決定基準書
- (カ) 基本協定書（案）
- (キ) 基本契約書（案）
- (ク) 建設工事請負契約書（案）
- (ケ) 運營業務委託契約書（案）
- (コ) 残さ運搬業務委託契約書（案）
- (サ) 残さ資源化等業務委託契約書（案）
- (シ) 様式集

2) 担当部署

岐阜羽島衛生施設組合 施設建設推進課

〒500-8266

岐阜県岐阜市境川5丁目147番地

電話：058-278-7320

FAX：058-271-0159

メール：gh-kensetsu19@almond.ocn.ne.jp

(3) 第1回入札説明書等に関する質問受付及び回答公表

第1回入札説明書等に関する質問受付及び回答は、次のとおり実施するものとし、所定の質問書以外では一切応じない。なお、質問に対する回答は全て公表するものとする。ただし、公平な競争性の確保が危惧されるなど、組合が非公表と判断した質問については、回答しない。

1) 受付期限

令和4年4月15日（金）午後5時までとする。

2) 提出方法

入札説明書等と同時にホームページに公表する第1回入札説明書等に関する質問書（様式第1-1号）（Microsoft Excel形式）に記入のうえ、電子メールで提出する。なお、提出後は、組合へ受付確認の電話をすること。

(ア) 提出先

「第4章3.(2)2 担当部署」を参照のこと。

(イ) タイトル

a 入札説明書等に関する質問について（様式第1-1号）

「(応募者名)：第1回入札説明書等に関する質問書」

3) 回答の公表

令和4年5月9日（月）までにホームページに公表する。

(4) 入札参加資格審査に関する書類の受付及び通知

応募者の代表企業は、次の要領に従って入札参加資格審査に関する提出書類（様式第2-1号～様式第2-9号）を提出すること。

1) 対象

入札参加希望者

2) 受付期限

令和4年5月16日（月）午後5時までとする。なお、提出期限に遅れた入札参加資格審査に関する提出書類は受け付けない。

3) 提出方法

応募者の代表企業が、持参又は郵送（必着、書留に限る。）により提出期限までに提出する。持参の場合は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び期間中の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日（以下「祝日等」という。）を除く。）とする。なお、封入物の鑑には「入札参加資格審査書類在中」と朱書きすること。なお、電子メール及びFAXによる提出は認めない。

4) 入札参加資格審査書類

- (ア) 入札参加資格審査申請書（様式第2-1号）
- (イ) 応募者の構成（様式第2-2号）
- (ウ) 地元企業の配置にかかる誓約書（様式第2-3号）
- (エ) 参加予定の地元企業（様式第2-3号添付）
- (オ) 委任状（代表企業）（様式第2-4号）
- (カ) 入札参加資格要件確認書①（様式第2-5号）
- (キ) 入札参加資格要件確認書②（様式第2-6号）
- (ク) 入札参加資格要件確認書③（様式第2-7号）
- (ケ) 入札参加資格要件確認書④（様式第2-8号）

(ロ) 入札参加資格要件確認書⑤（様式第 2-9 号）

5) 提出先

「第 4 章 3. (2) 2) 担当部署」を参照のこと。

6) 結果通知

入札参加資格審査結果は、令和 4 年 5 月 30 日（月）に応募者の代表企業に書面で通知する。その際、入札参加資格審査に通過した者には、事業提案書の作成に必要となる応募者名を交付するとともに、敷地の測量図面等の電子データを配付する。

7) 入札参加審査結果理由の説明請求

- (ア) 審査の結果、入札参加資格が認められなかったものは、その理由について組合に対して説明を求めることができる。
- (イ) 入札参加資格審査結果理由の説明を求める場合には、組合が通知した日の翌日から起算して 3 日以内（期間中の祝日等を除く。）に書面（書式は自由）を提出すること。提出方法は、持参又は郵送（3 日目の消印有効、書留に限る。）によるものとし、持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時まで及び期間中の祝日等を除く。）とする。なお、電子メール及び F A X による提出は認めない。
- (ウ) 説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行う。

(5) 対面的対話に関する書類の受付

1) 対象

対面的対話は、入札参加資格が認められた者を対象とし、対面的対話に関する提出書類を提出のうえ、対面的対話に参加しなければならない。

2) 受付期限

令和 4 年 6 月 30 日（木）午後 5 時までとする。

3) 提出方法

応募者の代表企業が、持参又は郵送（必着、書留に限る。）により提出期限までに提出する。持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時まで及び期間中の祝日等を除く。）とする。なお、電子メール及び F A X による提出は認めない。

4) 提出書類

- (ア) 対面的対話の申込書（様式第 3-1 号）
- (イ) 対面的対話用資料
 - a 対面的対話における確認事項（様式第 3-2 号）

- b 全体処理フロー図（様式第 3-3 号）
- c 全体配置・動線計画図（工事中の配置・動線計画を含む。）（様式第 3-4 号）
- d 機器配置図・断面図（様式第 3-5 号）
- e 設計・建設期間の工程（様式第 3-6 号）（※様式第 5-3 号添付を使用すること）

5) 提出先

「第 4 章 3. (2) 2) 担当部署」を参照のこと。

(6) 第 2 回入札説明書等に関する質問受付及び回答公表

第 2 回入札説明書等に関する質問受付及び回答は、次のとおり実施するものとし、所定の質問書以外では一切応じない。なお、質問に対する回答は全て公表するものとする。ただし、公平な競争性の確保が危惧されるなど、組合が非公表と判断した質問については、回答しない。

1) 受付期限

令和 4 年 5 月 20 日（金）午後 5 時までとする。

2) 提出方法

入札説明書と同時にホームページに公表する第 2 回入札説明書等に関する質問書（様式第 1-2 号）（Microsoft Excel 形式）に記入のうえ、電子メールで提出する。なお、提出後は、組合へ受付確認の電話をすること。

(ア) 提出先

「第 4 章 3. (2) 2) 担当部署」を参照のこと。

(イ) タイトル

「(応募者名)：第 2 回入札説明書等に関する質問書」

3) 回答の公表

令和 4 年 6 月 20 日（月）までにホームページに公表する。

(7) 対面的対話の開催

1) 目的

(ア) 事業の位置付けや特徴の理解促進

応募者が、本事業の位置付けや特徴を理解したうえで、事業提案書を作成できるよう、必要事項を的確に伝える。

(イ) 要求水準未達の防止と創意工夫の発揮

本事業は性能発注により行われるため、応募者に事業条件等を正しく伝えることができない場合、応募者の提案内容が要求水準未達となる可能性がある。応募者と提案内容に

関する対話を行うことで、事業条件等に対する認識の齟齬を解消し、応募者の創意工夫を引き出しつつ、要求水準未達となる事態を回避する。

2) 開催日

令和4年7月11日（月）～15日（金）とする。

3) 実施要領

応募者に対して、対面的対話の実施要領を送付する。

4) 質問事項

応募者は、事業者選定の公平性及び透明性を確保する観点から、原則として、当日の質問事項をあらかじめ第2回入札説明書等に関する質問書（様式第1-2号）に記入して提出しておくこと。ただし、応募者のノウハウに関する質問については、様式第3-2号に記入し、対面的対話の申込書（様式第3-1号）とともに提出すること。なお、様式に記入していない口頭での質問は受け付けないものとする。

また、様式第3-2号における応募者のノウハウに関する質問のうち、組合がノウハウとは関係ないと判断した質問や公平性のために公表した方がよいと判断した内容については、後日、組合ホームページで公表する。

(8) 事業提案書及び入札書の受付

応募者の代表企業は、次の要領に従って本事業に対する提案内容を記載した事業提案書及び入札書を提出すること。なお、組合は応募者の提案内容についてヒアリングを実施することを予定している。

1) 対象

入札参加資格が認められた応募者を対象とする。

2) 受付期限

令和4年9月20日（火）午後5時までとする。

3) 提出方法

応募者の代表企業が、持参又は郵送（必着、書留に限る。）により提出期限までに提出する。持参の場合は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び期間中の祝日等を除く。）とする。なお、電子メール及びFAXによる提出は認めない。

また、封入物の鑑には「事業提案書及び入札書在中」と朱書きすること。

4) 提出書類

入札説明書添付資料 8「提出書類の作成要領」に規定する様式による。

5) 提出先

「第 4 章 3. (2) 2) 担当部署」を参照のこと。

6) ヒアリング

ヒアリングの詳細については、別途、事業提案書及び入札書を提出した者に通知する。

7) 開札

開札場所、開札日時及び開札への立会い等については、別途、事業提案書及び入札書を提出した者に通知する。

(ア) 開札時期

令和 4 年 11 月中旬～下旬頃

(イ) 開札場所

組合が指定する場所

8) 入札結果の通知

令和 4 年 12 月上旬～中旬頃に事業提案書及び入札書を提出した者に書面で通知する。入札結果の概要については、ホームページに公表する。

9) 入札結果理由の説明請求

(ア) 入札の結果、落札者とならなかった者は、その理由について組合に対して説明を求めることができる。

(イ) 入札結果理由の説明を求める場合には、組合が通知した日の翌日から起算して 3 日以内（期間中の祝日等を除く。）に書面（書式は自由）を提出すること。提出方法は、持参又は郵送（3 日目の消印有効、書留に限る。）によるものとし、持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時まで及び期間中の祝日等を除く。）とする。

(ウ) 説明を求めた者に対する回答は、速やかに書面により行う。

10) その他

(ア) 受付期限に遅れた事業提案書及び入札書は受け付けない。

(イ) 持参での提出時には、身分を証明できるもの（社員証等）の提示を求める場合がある。

(9) 留意事項

1) 入札説明書等の承諾

応募者は、「入札参加資格審査申請書（様式第 2-1 号）」の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとする。

2) 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

3) 提出書類の取扱い

(ア) 事業提案書及び入札書の変更等の禁止

事業提案書及び入札書の変更、差替え及び再提出は認めない。また、理由のいかんに関わらず返却しない。

(イ) 著作権

応募書類の著作権は、応募者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、応募者に事前に協議した上で必要な範囲において、組合が公表等を行うことができるものとする。

(ウ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

4) 資料の取扱い

組合が提供する資料は、本事業の入札に係る検討以外の目的に使用することはできない。

5) 使用言語及び単位、時刻

入札に関して使用する言語は、入札説明書添付資料 8「提出書類の作成要領」及び各様式に特別に指定するもの以外では、日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

6) 入札の辞退

応募者は、随時、入札を辞退することができる。なお、入札辞退届の提出要領は、次のとおりとする。

(ア) 提出方法

応募者の代表企業が「入札辞退届（様式第 1-3 号）」を持参する。なお、電子メール及び F A X による提出は認めない。

(イ) 提出先

「第 4 章 3. (2) 2) 担当部署」を参照のこと。

7) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (ア) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (イ) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (ウ) 記名押印を欠く入札
- (エ) 金額を訂正し、又は改ざんした入札
- (オ) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (カ) 金額、名称その他入札に必要な要件を欠く入札又は確認し難い入札
- (キ) 法令等に反する不正行為があると認められる入札
- (ク) 事業提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札
- (ケ) 同一事項に対し、2つ以上出された入札
- (コ) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (サ) 指定された期限までに、当該工事費内訳書若しくは当該事業提案書の提出をしない者のした入札又は当該入札に係る積算金額と入札金額が著しく相違する工事費内訳書その他入札者の名称、工事名等の必要事項を確認し難い工事費内訳書を提出した者の入札
- (シ) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (ス) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

8) 入札の中止等

本事業の入札手続きに関して組合が必要と認めたときは、入札の執行を取りやめることができる。この場合において、当該入札の延期又は中止によって入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

9) その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、組合は応募者に通知することとする。

4. 入札参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。

また、設計・建設業務及び運営・維持管理業務の実施に当たっては、次に示す応募者の構成とすること。

(1) 応募者の構成等

- 1) 応募者は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を実施する予定の複数企業で構成する企業グループとする。
- 2) 応募者は、本事業の設計・建設業務又は運営・維持管理業務を行う企業のうち、構成員及び協力企業から構成されるものとする（構成員のみで構成することも可能）。なお、構成員又は協力企業のうち一者が、複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の構成員又は協力企業で分担することは差し支えない。
- 3) 応募者は、構成員の中から応募者の代表を務める者（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が入札参加手続きを行うこととする。なお、代表企業は、本件施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件を全て満たす者とする。
- 4) 構成員又は協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。ただし、運営事業者から焼却残さ等の運搬・資源化等のみを受託する者は、この限りではない。
- 5) 本事業の設計・建設業務又は運営・維持管理業務を行う企業（下請企業を含む）のうち、関係市町に本店を置く地元企業を、各市町において1社以上含むこと。なお、地元企業が行う業務は限定しない。
- 6) 構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。
- 7) 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。
上記の「資本関係又は人的関係のある者」とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ）。

(ア) 資本関係がある場合

次の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条4号及び会社法施行規則（平成18年総務省令第12号）第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係がある場合

次の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。なお、次にいう役員とは、社外役員、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 67 条第 1 項又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

8) 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者等の参加資格要件

1) 共通の参加資格要件

次のいずれかに該当する者は、応募者の構成員及び協力企業となることはできない。

(ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

(イ) 入札参加年度における関係市町の競争入札参加資格者名簿のいずれにも登録されていない者

(ウ) 関係市町のいずれかで指名停止措置を受けている者

(エ) P F I 法第 9 条の各号の規定に該当する者

(オ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

(カ) 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者

(キ) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者

(ク) 会社法第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者

(ケ) 会社更生法第 17 条の規定による更生手続き開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続き開始の申立てを含む。）がなされている者

(コ) 民事再生法第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者

(カ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている者

(シ) 請け負う業務に応じた必要な許認可や資格を保有しない者又は有資格者や技術者を配置できない者

(ス) 組合が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者
八千代エンジニアリング株式会社

(セ) 組合が設置する委員会の委員が所属する企業

2) 各業務を行う者の要件

同一業務を複数企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が当該業務に係る要件を全て満たすこと。ここでの業務とは(ア)から(イ)までの個別の業務をいう。また、(ア)と(イ)の主たる業務を行う1社は同一企業であってはならない。ただし、(イ)の主たる業務を行う企業が(ア)の建築物等の設計業務を実施することを妨げるものではない。

(ア) 本件施設の建築物等の設計・建設を行う者の要件

本件施設の建築物等の設計・建設を行う者は、次に示す要件を全て満たすこと。ただし、設計業務と建設業務を異なる企業が実施する場合には、設計業務は②及び③の要件を、建設業務は①、④、⑤及び⑥の要件を、それぞれ業務において満たすこと。

- ① 関係市町いずれかの入札参加資格（建設工事 工種：建築一式工事）の登録がされた者であること。
- ② 建築物等の設計業務を実施する者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。なお、担当する有資格者は、企業が直接かつ連続して3か月以上雇用している者でなければならない。
- ③ 建築物等の設計業務を実施する者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第9条の3に規定する一般廃棄物処理施設（第3章6.に規定する処理方式に限る）に係る設計の実績があること。
- ④ 建築物等の建設業務を実施する者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評価値が1,300点以上であること。
- ⑤ 建築物等の建設業務を実施する者は、建築一式工事について建設業法第26条に規定する監理技術者であって、一級建築施工管理技士の資格を有するものを専任で配置できること。なお、有資格者は、企業が直接かつ連続して3か月以上雇用している者でなければならない。
- ⑥ 建築物等の建設業務を実施する者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第9条の3に規定する一般廃棄物処理施設（第3章6.に規定する処理方式に限る）の建設を担当した実績があること。なお、実績とは、元請のほか、共同企業体での場合は出資比率20%以上、一次下請の場合は工事の主たる部分を担当した場合とする。

(イ) 本件施設のプラントの設計・建設を行う者の要件

本件施設のプラントの設計・建設を行う者は、次に示す要件を全て満たすこと。

- ① 関係市町いずれかの入札参加資格（建設工事 工種：清掃施設工事）の登録がされた者であること。
- ② 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事に係る特

定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,000点以上であること。

- ③ 参加資格確認基準日において、次の条件を全て満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第9条の3に規定する一般廃棄物処理施設（第3章6.に規定する処理方式に限る）の竣工実績を元請として有すること。なお、平成12年4月1日以降に契約かつ竣工した実績に限る。

- i 1炉当たり65t/日以上かつ構成が2系列以上でボイラ・タービン式発電設備を有するもの。
- ii 処理方式をストーカ式焼却炉、流動床式焼却炉、シャフト炉式ガス化溶融炉、流動床式ガス化溶融炉のいずれかとするもの。ただし、応募する処理方式に限る。

- ④ 清掃施設工事について建設業法第26条に規定する監理技術者を専任で配置できること。なお、有資格者は企業が直接かつ連続して3か月以上雇用している者であること。

(ウ) 本件施設の運営・維持管理業務を行う者の要件

本件施設の運営・維持管理業務を行う者は、次に示す要件を全て満たすこと。また、主たる業務を行う1者は構成員とすること。

- ① 関係市町いずれかの入札参加資格の登録がされた者であること。
- ② 参加資格確認基準日において、次の条件を全て満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第9条の3に規定する一般廃棄物処理施設（第3章6.に規定する処理方式に限る）の1年間以上の運転実績を元請（応募者の構成員が出資した特別目的会社から直接受託したものを含む。）として有すること。なお、該当する実績がPFI又はDBO事業であり、当該事業に係る特別目的会社が元請の場合には、当該事業に係る特別目的会社へ50%以上出資した者であり、かつ、当該事業の運営業務において主たる業務（運転管理業務又は維持管理業務）を担っている者とする。また、平成12年4月1日以降に契約かつ竣工した施設において契約した運転実績に限る。

- i 1炉当たり65t/日以上かつ構成が2系列以上でボイラ・タービン式発電設備を有するもの。
- ii 処理方式をストーカ式焼却炉、流動床式焼却炉、シャフト炉式ガス化溶融炉、流動床式ガス化溶融炉のいずれかとするもの。ただし、応募する処理方式に限る。

- ③ 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、ボイラ・タービン式発電設備を設置した連続運転式一般廃棄物処理施設（第3章6.に規定する処理方式に限る）で、1炉当たり65t/日以上かつ構成が2系列以上の施設（1年以上の稼動及び1系列当たり90日間以上の連続運転実績を有する施設に限る。）の現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者）としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運営開始後2年間以上配置できること。また、運営開始2年後以降に変更が生じる場合は、同様の要件を満たす者又は本件施設での現場統括責任者に次ぐ職責の経験を2年以上有する技術者を配置できること。

- ④ 本件施設の運営・維持管理に当たり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配

置できること。

(エ) 残さの運搬を行う者の要件

残さの運搬を行う者は、構成員又は協力企業とし、次に示す要件を全て満たすこと。

- ① 関係市町いずれかの入札参加資格の登録がされた者であること。
- ② 運営開始時に残さ運搬業務を実施するために必要十分な施設（残さを運搬するための車両等）を所有していること。
- ③ 運営開始時に残さ運搬業務を実施するための必要な許認可を取得していること。

(オ) 残さの資源化等を行う者の要件

残さの資源化等を行う者は、構成員又は協力企業とし、次に示す要件を全て満たすこと。

- ① 関係市町いずれかの入札参加資格の登録がされた者であること。
- ② 参加表明書の提出期限日において、提案する残さの資源化等施設（セメント原料化施設等）が稼働していること。
- ③ 提案する残さの資源化等施設において、残さ資源化等業務を実施するための必要な許認可を取得していること。

3) 参加資格の確認

(ア) 参加資格確認基準日は入札参加資格審査書類提出日とする。

(イ) 落札者決定日までの間に応募者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、組合は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。

(ウ) 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、組合は落札者決定を取り消すことができる。この場合において、組合は、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

5. 予定価格及び入札書比較価格

本事業の予定価格及び入札書比較価格は、次のとおりとする。また、本入札においては、低入札価格調査基準価格を設定するものとする。なお、失格判断基準は設定しない。

予定価格 39,501,000,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

入札書比較価格 35,910,000,000 円（予定価格の 110 分の 100 の額）

参考内訳（消費税及び地方消費税を含まない）

設計・建設業務費 19,050,000,000 円

運営・維持管理業務委託費 16,860,000,000 円

注）参考内訳は各業務の上限ではない。

第5章 応募者の審査及び落札者の決定

1. 審査機関

組合は、応募者の事業提案を公平に専門的知見に基づいて審査するため、委員会を設置する。本事業について組合が設置する委員会の委員に対し、事業提案書の審査に関して自己の有利になる目的のための接触等の働きかけを行った者は失格とする。

岐阜羽島衛生施設組合一般廃棄物処理施設整備・運営事業者選定委員会委員

氏名	所属・役職
藤吉 秀昭	一般財団法人日本環境衛生センター 副理事長
守富 寛	守富環境工学総合研究所 所長 国立大学法人 東海国立大学機構 岐阜大学 名誉教授、特任教授
二宮 善彦	学校法人 中部大学 工学部 応用化学科 教授
小林 信介	国立大学法人 東海国立大学機構 岐阜大学 大学院工学研究科 准教授
大成 利広	岐阜聖徳学園大学 経済情報学部 教授
長屋 敏樹	岐阜市 環境部 部長
高橋 宏成	羽島市 生活環境部 部長
三輪 学	岐南町 総合政策部 部長
堀 仁志	笠松町 企画環境経済部 部長

(敬称略・順不同)

2. 落札者の決定方法

(1) 入札参加資格審査

「第4章2.(2)4) 入札参加資格審査申込み」及び「第4章2.(2)5) 入札参加資格審査結果の通知」に示すとおりである。

(2) 事業提案審査

1) 基礎審査

基礎審査は、入札参加資格審査の結果、参加資格が認められた応募者から提出された提案内容が組合の要求する水準を満足するものであることについて確認を行うものである。確認された応募者のみ次段階の非価格要素審査及び価格要素審査に進むこととする。

2) 非価格要素審査

基礎審査において組合の要求する水準を満たした応募者を対象として、「落札者決定基準書」に基づき非価格要素について審査し、非価格点を決定する。

3) 価格要素審査

予定価格を超過しない応募者の入札価格について、「落札者決定基準書」に定める算定式により価格点を算出する。

4) 総合評価

委員会では、非価格点と価格点から「落札者決定基準書」に定める方法により、落札者を選定する。

(3) 落札者の決定

「第4章2.(2)8) 落札者の決定及び公表」に示すとおりである。

第6章 落札者決定後の手続き

1. 基本協定の締結

落札者は、落札者決定後速やかに事業契約の締結に向けた相互の協力義務、特別目的会社の設立等について規定した基本協定を、組合と締結しなければならない。

2. 特別目的会社の設立

落札者決定後には、落札者は、特別目的会社を速やかに設立しなければならない。なお、特別目的会社は次の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 特別目的会社の本店所在地は関係市町内としなければならない。ただし、運営開始まではその限りではない。
- (2) 運営事業者への出資は落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めない。また、構成員のうち、代表企業の出資比率は50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて50%を超えるものとする。
- (3) 民間事業者の定款において、会社法第326条第2項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を組合に提出すること。なお、各書類の提出時期は、組合と協議のうえ、決定するものとする。
- (4) 特別目的会社の株主は、組合の同意なくして特別目的会社の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

3. 契約内容に関する協議

組合と落札者は、基本協定締結後、事業契約の締結に向け契約内容について協議する。なお、契約内容の協議は契約書案に対する詳細な協議を行うものであり、入札説明書等に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。

4. 事業契約の締結

(1) 基本契約

対象者 : 落札者

締結時期 : 令和5年2月頃に、(2)の建設工事請負契約締結の議決(令和5年3月頃)をもって効力が発生することを条件とする仮契約を締結し、令和5年3月頃に正式契約となる。

(2) 建設工事請負契約

対象者 : 建設事業者

締結時期 : 令和5年2月頃に仮契約を締結する。本仮契約は令和5年3月(予定)に開催する議会の議決を経て正式契約となる。

(3) 運營業務委託契約

対象者 : 運営事業者

締結時期 : 令和 5 年 2 月頃に、(2)の建設工事請負契約締結の議決(令和 5 年 3 月頃)をもって効力が発生することを条件とする仮契約を締結し、令和 5 年 3 月頃に正式契約となる。

(4) 残さ運搬業務委託契約

対象者 : 残さ運搬事業者

締結時期 : 令和 5 年 2 月頃に、(2)の建設工事請負契約締結の議決(令和 5 年 3 月頃)をもって効力が発生することを条件とする仮契約を締結し、令和 5 年 3 月頃に正式契約となる。

(5) 残さ資源化等業務委託契約

対象者 : 残さ資源化等事業者

締結時期 : 令和 5 年 2 月頃に、(2)の建設工事請負契約締結の議決(令和 5 年 3 月頃)をもって効力が発生することを条件とする仮契約を締結し、令和 5 年 3 月頃に正式契約となる。

5. 地位の譲渡等

組合の事前の承諾がある場合を除き、民間事業者は事業契約上の地位及び権利義務等を譲渡、担保提供またはその他の方法により処分してはならない。

6. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

各契約書案に示すとおりである。

第7章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 想定されるサービスの水準・仕様

民間事業者は、入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の入札説明書等に示す複合施設の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うものとする。

2. 想定されるリスクの分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、組合と民間事業者が適正にリスクを分担することで、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。設計・建設業務、運営・維持管理業務に伴うリスクは、原則として民間事業者が負うものとするが、組合が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、組合がリスクを負うこととする。

(2) 想定されるリスクの分担

組合と民間事業者のリスク分担は、「添付資料4 リスク分担」によるものとする。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

組合又は民間事業者のいずれかが責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額を負担することとする。

また、一定額までは民間事業者が責任を負うとしたリスクや、組合及び民間事業者が共同して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、事業契約に示す契約条件等のおりとする。

3. 事業者が加入する保険

事業者が加入する保険についての詳細は、「入札説明書添付資料7 事業者が付保する保険」に定める。なお、事業者の提案に基づき必要に応じて提示した条件以上の補償内容とすること。また、組合が提示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

4. 組合による事業の実施状況の監視

組合は、民間事業者が実施する複合施設の設計・建設及び運営・維持管理段階における全ての業務について、監視を行う。

また、民間事業者の提供する設計・建設業務及び運営・維持管理業務に係るサービスが十分に達せられない場合、組合は、民間事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。

5. 地域への貢献

民間事業者は複合施設的设计・建設業務及び運営・維持管理に当たっては次の項目に留意すること。

- (1) 関係市町に本店を置く地元企業への工事発注
- (2) 関係市町での雇用促進の配慮
- (3) 関係市町に本店を置く地元企業からの用役、材料の調達についての配慮
- (4) 複合施設周辺の住民や地元企業との信頼性の構築

第8章 事業契約に解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 疑義が生じた場合の措置

組合が入札手続きにおいて配布した一切の資料、当該資料に係る質問回答書及び落札者が提出した事業提案書並びに組合と民間事業者との間で締結された協定等の解釈に疑義が生じた場合は、組合と民間事業者が本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議のうえ、解決を図るものとする。

2. 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、岐阜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第9章 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

1. 民間事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 民間事業者の提供するサービスが、事業契約で定める民間事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、組合は民間事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。民間事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、組合は、事業契約を解除することができる。
- (2) 民間事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は、事業契約を解除することができる。
- (3) 前2号の規定により組合が事業契約を解除した場合、民間事業者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 組合の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、民間事業者は、事業契約を解除することができる。
- (2) 前号の規定により民間事業者が事業契約を解除した場合、組合は、民間事業者に生じた損

害を賠償する。

3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 不可抗力その他組合又は民間事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、組合及び民間事業者は、事業継続の可否について協議する。
- (2) 設計・建設業務期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、組合は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、運營業務委託契約についても解除することができる。
- (3) 運営・維持管理業務期間においては、組合及び民間事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運營業務委託契約を解除することができる。

第10章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の支援に関する事項

民間事業者が本事業を実施するに当たり、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合には、それによることとする。なお、現時点では、本事業を実施する民間事業者に対する法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

民間事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる場合には、それによることとする。現時点では、本事業に関して民間事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

3. その他

組合は、民間事業者が本事業を実施するに当たり必要な許認可等の取得について、必要に応じて協力するものとする。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、組合は民間事業者との協議により対応を検討することとする。

添付資料 1 事業実施区域

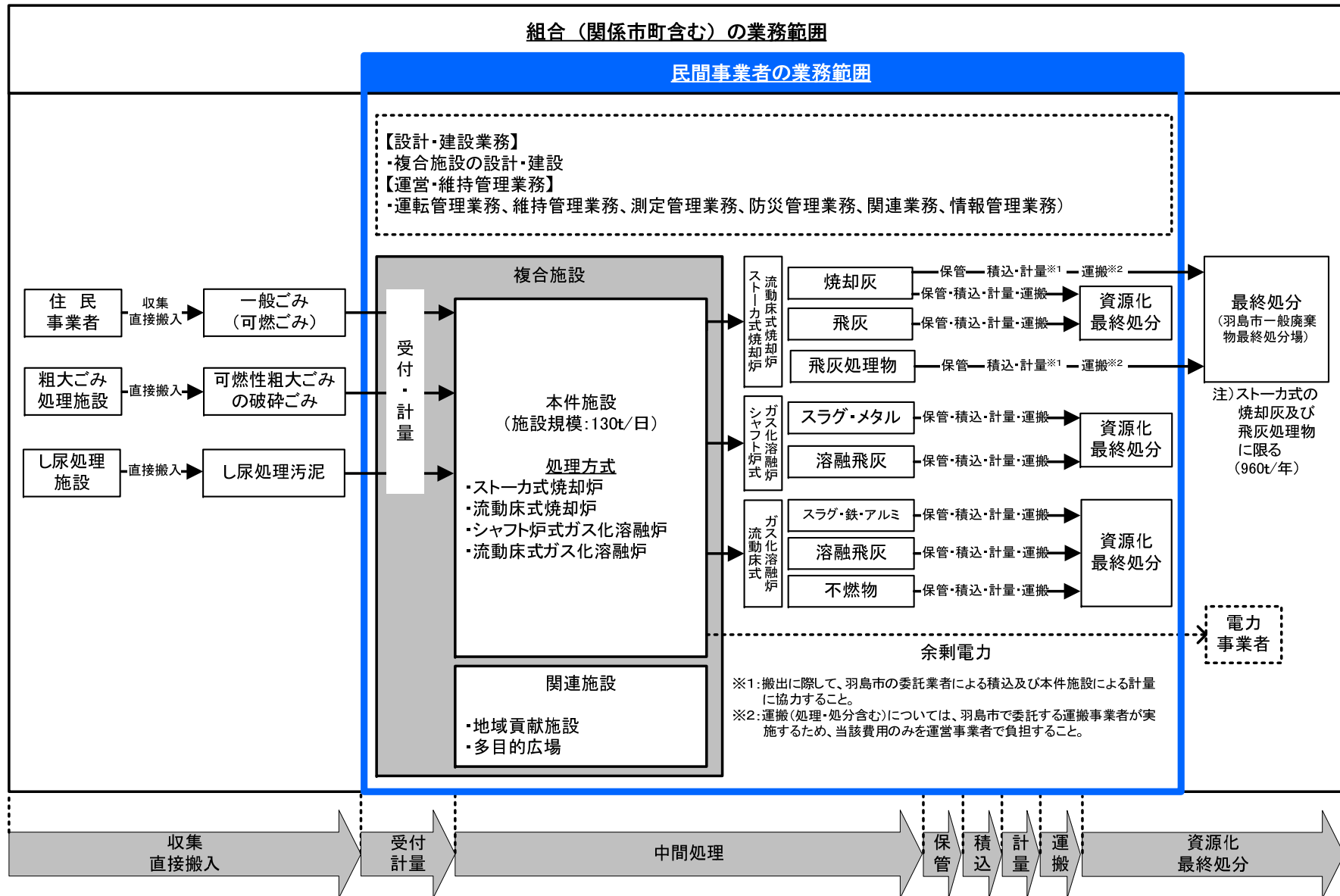
I



縮尺 A4 : 1/1500

凡例	
	敷地境界
	河川保全区域

添付資料 2 事業範囲



添付資料3 契約スキーム

項目	内容								
契約スキーム図 (例)	<p>【残さ】焼却方式：焼却灰、焼却飛灰、ガス化溶融方式：溶融飛灰</p>								
事業契約	基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約、残さ運搬業務委託契約、残さ資源化等業務委託契約								
組合の支払対価	設計・建設費、運営・維持管理費、残さ運搬業務委託費、残さ資源化等業務委託費								
事業者の収入	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="245 1512 469 1568">建設事業者</td> <td data-bbox="469 1512 1372 1568">組合から支払われる設計・建設費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="245 1568 469 1673">運営事業者</td> <td data-bbox="469 1568 1372 1673">組合から支払われる運営・維持管理費、残さ売却益（ガス化溶融の場合）、地域貢献施設内での物品販売収入、関連施設でのイベント収入</td> </tr> <tr> <td data-bbox="245 1673 469 1778">残さ運搬業務を行う企業</td> <td data-bbox="469 1673 1372 1778">組合から運営事業者を支払われる残さ運搬業務委託費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="245 1778 469 1874">残さ資源化等業務を行う企業</td> <td data-bbox="469 1778 1372 1874">組合から運営事業者を支払われる残さ資源化業務委託費</td> </tr> </table>	建設事業者	組合から支払われる設計・建設費	運営事業者	組合から支払われる運営・維持管理費、残さ売却益（ガス化溶融の場合）、地域貢献施設内での物品販売収入、関連施設でのイベント収入	残さ運搬業務を行う企業	組合から運営事業者を支払われる残さ運搬業務委託費	残さ資源化等業務を行う企業	組合から運営事業者を支払われる残さ資源化業務委託費
建設事業者	組合から支払われる設計・建設費								
運営事業者	組合から支払われる運営・維持管理費、残さ売却益（ガス化溶融の場合）、地域貢献施設内での物品販売収入、関連施設でのイベント収入								
残さ運搬業務を行う企業	組合から運営事業者を支払われる残さ運搬業務委託費								
残さ資源化等業務を行う企業	組合から運営事業者を支払われる残さ資源化業務委託費								

注) 建設事業者のうち本件施設のプラントの設計・建設を行う者及び本件施設の運営・維持管理業務を受託する者は、特別目的会社への出資を義務づける。

添付資料4 リスク分担

リスクの種類		No.	リスクの内容	リスク分担		
				組合	事業者	
共通	公募手続リスク	1	入札説明書等及び付属書類の誤り、手続に関するリスク。	○		
		2	組合の帰責事由により事業者と契約締結できないリスク又は契約締結に時間を要する場合。	○		
		3	事業者の帰責事由により組合と契約締結できないリスク又は契約締結に時間を要する場合。		○	
		4	施設建設・運営・維持管理業務の実施に関する議会不承認。	○		
	制度関連リスク	法令変更リスク	5	本事業の施設建設・運営・維持管理業務に係わる法令の変更・新設に関するリスク。	○	
			6	上記以外で、本事業のみならず広く一般的に適用される法令の変更・新設に関するリスク。		○
		税制変更リスク	7	消費税に関する変更又は事業者に課される税金のうち、その利益に課されるもの以外に関する税制度の変更リスク。	○	
			8	本事業に関する新税の成立や税率の変更のうち、事業者の費用増加が明らかで、事業者による増加抑制が不可能なもの。	○	
			9	事業者に課される税金のうち、その利益に課されるものの税制度の変更。		○
		許認可の取得等	10	建設や運営・維持管理に当たって、組合が取得すべき許認可の取得の遅延等による費用の増加。	○	
			11	建設や運営・維持管理に当たって、事業者が取得すべき許認可の取得の遅延等による費用の増加。		○
		交付金等	12	事業者事由により想定されていた交付金額が交付されない場合のリスク。		○
			13	上記以外の事由により想定されていた交付金額が交付されない場合のリスク。	○	
		社会リスク	周辺住民への対応	14	組合の提示条件や複合施設を整備することそのものに対する地域住民の要望、訴訟等に起因する費用の増加等。	○
	15			事業者が提案内容に基づき行う調査・設計・建設・運営・維持管理業務に対する地域住民の要望、訴訟等に起因する費用の増加等。		○
	環境保全		16	事業者が行う業務に起因する環境問題(騒音・振動・悪臭・有害物質の排出等)への対応。		○
	第三者賠償		17	組合の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害の賠償責任。	○	
		18	事業者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害の賠償責任。		○	
	経済リスク	資金調達	19	本事業の実施に必要な資金の確保に関するリスク。	○	
		物価変動	20	一定範囲を超える物価変動による事業者の費用の増減に関するリスク。	○	
			21	一定範囲内の物価変動による事業者の費用の増減に関するリスク。		○
	債務不履行リスク	本事業の中止・延期	22	組合の判断等により本事業を中止・延期する場合のリスク。	○	
		構成員に関するリスク	23	事業者の構成員・協力企業等の業態悪化等に起因し、本事業の実施が困難になった場合のリスク。		○
	下請業者管理リスク	24	事業者が締結する下請契約の管理、変更等に関するもの。		○	
	不可抗力リスク	25	計画段階で想定しない暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地滑り・落盤・落雷等の自然災害及び戦争・騒擾・騒乱・暴動・疫病その他の人為的な現象による施設の損害、運営・維持管理業務の変更・中止。	○	△	
	設計リスク	測量・調査リスク	26	組合が実施した測量・地質調査等に不備があった場合。	○	
			27	事業者が実施した測量・地質調査等に不備があった場合。		○
		設計リスク	28	組合が提示した設計に関する諸条件又は要求水準の内容に不備があった場合。	○	
			29	事業者が実施した設計に不備があった場合。		○
		設計変更リスク	30	組合の指示により要求水準を超える内容の設計変更を行うことによる工事の遅延や事業者の費用増加等。	○	
	31		事業者の事由によって設計変更したことによる工事の遅延や事業者の費用増加等。		○	
	用地リスク	用地の瑕疵リスク	32	事業用地の土壌汚染、埋蔵物等による計画・設計変更又は事業者の費用増加等。	○	
		地盤・地質リスク	33	当初調査では予見不可能な地質・地盤の状況により工期や工法が影響を受ける場合。	○	

○:主負担、△:従負担、空欄:負担なし

リスクの種類	No.	リスクの内容	リスク分担		
			組合	事業者	
建設段階	着工遅延リスク	34	組合の事由による着工遅延リスク。	○	
		35	事業者事由による着工遅延リスク。		○
	工事費の増加	36	組合の指示や変更等、組合の事由による工事費の増加。	○	
		37	事業者の帰責事由による工事費の増加。		○
	完成遅延リスク	38	組合の指示や変更等、組合の帰責事由により事業契約に規定される期日までに完工しない場合。	○	
		39	事業者の帰責事由により、契約期日までに完工しない場合。		○
性能未達	40	試運転・完工検査等の結果、複合施設が事業契約等に規定される性能を満たさない場合。		○	
工事監理	41	事業者が実施する工事監理の不備による工事内容・工期等が変更される場合。		○	
運営・維持管理段階	施設契約不適合リスク	42	事業契約に規定される契約不適合責任を負う期間内に複合施設の契約不適合が発見された場合。		○
		43	事業契約に規定される契約不適合責任を負う期間外に複合施設の契約不適合が発見された場合。	○	
	施設損傷リスク	44	複合施設的设计・建設業務に起因するもの。		○
		45	事業者の善管注意義務違反がない限りにおける、処理不適物の混入に起因するもの。	○	
		46	事業者の善管注意義務違反による処理不適物の混入に起因するもの。		○
		47	複合施設の劣化・老朽化に対して事業者が適切な維持管理を行わなかったことにより損傷した場合。		○
		48	組合の帰責事由により複合施設が損傷した場合。	○	
		49	事業者の帰責事由により複合施設が損傷した場合。		○
	施設改修等リスク	50	組合、事業者のいずれの帰責事由によらない事故や火災等により、複合施設が損傷した場合。	○	
		51	組合の帰責事由により、複合施設の改修等が必要となった場合(ごみの質・量に関するリスクを除く)。	○	
	ごみ等の質・量に関するリスク	52	要求水準の未達等、事業者の帰責事由により複合施設の改修等が必要となった場合。		○
		53	当初想定したごみ等の質・量から実際のごみの質・量が著しく変動した場合。	○	
		54	当初想定したごみ等の質・量から実際のごみの質・量の変動が軽微な場合。		○
	運営・維持管理費増大リスク	55	組合の帰責事由又はごみの質・量の変動・物価変動以外の要因により、事業者の運営・維持管理費用が増大するリスク。		○
要求水準未達等	56	事業者の行う運営・維持管理業務の内容が要求水準を満たさない場合。		○	
土壌汚染	57	本事業の実施に伴い発生した土壌汚染に関するもの。		○	
業務内容変更リスク	58	組合の指示等による運営・維持管理業務の変更に関するもの(ごみの質・量に関するものは除く)。	○		
支払遅延・不能リスク	59	組合の帰責事由によるサービス購入料の支払遅延・不能。	○		
終了時	施設の性能	60	事業期間終了時において、要求水準に示す複合施設の性能の保持。		○
	終了手続	61	事業終了時の手続に関する諸費用の発生及び SPC の清算に必要な費用の負担。		○

○：主負担、△：従負担、空欄：負担なし

添付資料5 対価の構成及び支払方法

1. 対価の構成

本事業では、組合は次に示す対価を民間事業者に支払うものとする。

対価の構成		対象業務
設計・建設業務に対する対価		<ul style="list-style-type: none"> ・本件施設の設計・建設業務 ・関連施設の設計・建設業務 ・その他関連業務（造成工事、外構工事等）
運営・維持管理業務に対する対価	本件施設の運営・維持管理業務委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・運転管理業務（受付・計量、搬入管理、適正処理・適正運転、焼却残さ等の処理・処分、エネルギー利用、ホームページの作成・運用等） ・維持管理業務（保守管理、修繕工事、清掃、精密機能検査、長寿命化総合計画の作成及び実施等） ・測定管理 ・防災管理業務 ・関連業務（植栽管理、施設警備・防犯、見学者対応、周辺住民対応、災害発生時の対応・防災備蓄倉庫の管理等） ・情報管理業務
	関連施設の運営・維持管理業務委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・運転管理業務費（料金徴収、施設管理（物品販売、イベント企画等）） ・維持管理業務（保守管理、修繕工事、清掃、精密機能検査、長寿命化総合計画の作成及び実施等） ・防災管理業務 ・関連業務（植栽管理、施設警備・防犯、見学者対応、周辺住民対応、災害発生時の対応・防災備蓄倉庫の管理等） ・情報管理業務

2. 設計・建設業務における対価

(1) 算定方法

設計・建設業務に対する対価の算定方法は、次に示すとおりである。

区分	支払の対象となる費用	算定方法
設計・建設業務に対する対価	<ul style="list-style-type: none"> ・本件施設の設計・建設業務費 ・関連施設の設計・建設業務費 ・その他関連業務費（造成工事、外構工事等） 	設計・建設業務に対する対価 =設計・建設業務を行う上で必要となる左記業務に係る全ての費用

(2) 支払方法

各会計年度における請負代金は、事業提案書を基に設定する会計年度ごとの支払限度額の範囲内とし、建設事業者は、前払金、部分払及び中間前払について、建設工事請負契約書において定める内容により請求できる。なお、各会計年度における支払限度額は、建設工事請負契約書作成時に通知する。

(3) 改定方法

物価変動等による改定は、建設工事請負契約書による。

3. 運営・維持管理業務における対価

(1) 算定方法

運営・維持管理業務に対する対価の算定方法は、次に示すとおりである。

(本件施設)

区分	支払の対象となる費用	算定方法
固定費 A	①処理量に関係なく支払う費用 運営・維持管理業務において必要な費用のうち、変動費 B、変動費 C、変動費 D を除く一切の費用 ・人件費 ・運転経費（光熱水費の基本料金等(関連施設含む)） ・維持管理費（修繕工事費、測定管理費、関連業務費等） ・その他経費（保険料、消耗品費、印刷費、事務費、SPC 運営費等）	各支払期の固定費 A ＝各年度提案固定費(左記合計額)(円)÷各年度の支払回数(12回/年) ・固定費 A の各年度費用(円/年)は提案すること ・修繕工事費等の維持管理費は、年度間においてなるべく平準化した金額とするよう配慮すること
変動費 B	①主に処理量に応じて変動する費用 ・光熱水費(基本料金除く) ・燃料費 ・薬剤費 ・その他費用(合理的な理由があるものに限り事業者提案できる) 注) 変動費 E は含まない	各支払期の変動費 B ＝各支払期の処理対象物搬入量(t)×毎年度変動費 B 提案単価(円/t) ・各支払期の処理対象物搬入量実績(t)は計量データ※に基づく ・変動費 B の毎年度変動費提案単価(円/t)は年間変動費を計画処理量で除すことにより提案すること ・各年度の計画処理量は関係市町一般廃棄物処理基本計画等により適時見直すものとする
変動費 C	①残さの資源化等に係る費用(残さ運搬業務及び残さ資源化等業務に係る費用のうち、変動費 D を除く一切の費用) ・民間事業者への運搬・資源化費 ・民間事業者への運搬・埋立処分費	各支払期の変動費 C ＝各支払期の残さ発生量(t)×毎年度変動費 C 提案単価(円/t) ・各支払期における残さ発生量実績(t)は計量データ※に基づき、変動費 D 分を除く ・変動費 C の毎年度変動費提案単価(円/t)は年間変動費を残さ発生量で除すことにより提案すること ・変動費 C の毎年度変動費提案単価(円/t)は運搬費及び資源化等費を合算して提案すること
変動費 D ※ストーカ式に限る	①羽島市一般廃棄物最終処分場での埋立処分に係る費用 ・焼却残さの運搬費 ・焼却残さの埋立処分費	各支払期の変動費 D ＝各支払期の残さ発生量(t)×(組合指定運搬単価(円/t)+組合指定処分単価(円/t)) ・各支払期における残さ発生量実績(t)は計量データ※に基づき、変動費 C 分を除く ・運搬及び処分単価は毎年度組合が指定する
変動費 E (インセンティブ)	①売電収入の一部を還元する ・実績売電量>提案売電量の場合のみ	変動費 E (還元費) ＝(実績売電量(kWh/年)－提案売電量(kWh/年))×売電単価(kWh/年)×50% ・当該年度の運営・維持管理業務終了後翌年度 4 月に確認するものとする ・提案売電量(kWh/年)は事業提案書様式第 5-5-4 号を基本に提案すること ・売電単価は、実績売電量を算出する年度の平均単価とする

注) 1. 各支払期の委託料は、1 円未満を切り捨てるものとする。

2. ※：計量データとは、ごみ計量機で計量した搬入量（毎月の確定値）とし、単位は t、小

- 数点以下第2位四捨五入する(10kg単位まで有効)。
- 各年度の計画処理量は、32,553tとする。
 - 変動費の提案単価は、スラグ等の売却収入を除いて設定すること。
 - 変動費Eについては、運営開始初年度の令和9年度は、運用方法の検証等に係る期間とし、売電量増加に係る還元及び提案売電量未達に係る減額の措置は行わない。

(関連施設)

区分	支払の対象となる費用	算定方法
固定費F	①開館日数に関係なくサービス提供に支払う費用 <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 ・施設管理費(施設管理、物品販売、イベント企画等) ・維持管理費(保守管理、修繕工事、清掃、関連業務費等) ・その他経費(保険料、消耗品費、印刷費、事務費、SPC運営費等) 	各支払期の固定費F =各年度提案固定費(左記合計額)(円)÷各年度の支払回数(12回/年) <ul style="list-style-type: none"> ・固定費Fの各年度費用(円/年)は提案すること ・修繕工事費等の維持管理費は、なるべく平準化した金額とするよう配慮すること
変動費G	①主に開館日数に応じて変動する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費(基本料金除く) ・燃料費 ・その他費用(合理的な理由があるものに限り事業者提案できる) 	各支払期の変動費G =各支払期の開館日数(日)×毎年度変動費G提案単価(円/日) <ul style="list-style-type: none"> ・各支払期の開館日数は要求水準書を踏まえた提案に基づく ・変動費Gの毎年度変動費提案単価(円/日)は年間変動費を各年間開館日で除すことにより提案すること

注) 関連施設での光熱水費が把握できるよう子メータ等を設置すること。

(2) 支払方法

運営・維持管理業務委託費は、令和9年4月から令和29年3月までの20年間にわたり、モニタリング結果をふまえ、年間12回支払うことを基本とする。ただし、売電費にかかる変動費Eは、年1回を基本とする。

1) 支払回数

施設種類	費用項目	支払い回数
本件施設	固定費A	年12回×20年間(計240回)
	変動費B	年12回×20年間(計240回)
	変動費C	年12回×20年間(計240回)
	変動費D	年12回×20年間(計240回)
	変動費E (インセンティブ)	年1回×19年間(計19回)(最大)
複合施設	固定費F	年12回×20年間(計240回)
	変動費G	年12回×20年間(計240回)

注) 変動費Eは条件を満たした場合のみ支払いが発生する。

2) 業務報告書等の提出

運営事業者は、令和9年4月から令和29年3月までの20年間にわたり、モニタリング結果を踏まえ、翌月10日までに毎月の月間業務完了報告書を組合へ提出するものとする。ただし、年度末の支払いについては、別途協議とする。組合は、同報告書の提出を受けた日から14日以内に、承諾について文書等により通知する。

運営事業者は、毎年度4月10日（休日の場合は次の平日）までに、次年度の運転計画を提出するものとし、次年度の売電量の見込みも提出するものとする。なお提案売電量については、事業提案書の様式第5-5-4号添付資料1における提案売電量や様式第5-5-4号添付資料2における算定条件を基本とする。

3) 請求書の提出及び支払

運転事業者は、組合から通知を受けた後、速やかに請求書を組合へ提出するものとする。組合は、請求書を受領した日から30日以内に運営・維持管理業務委託費を支払う。なお、年度末及び変動費Eの対価が発生した場合の支払いについては、別途協議とする。変動費Eの支払いは、請求書にその額を上乗せして提出するものとする。

(3) 物価変動等による改定

1) 改定の基本的な考え方

運営・維持管理業務委託費は、物価変動による影響を踏まえ、年1回改定の確認を行う。改定の確認に当たっては、固定費A、変動費B、変動費C、固定費F、変動費Gの構成内容ごとに改定に用いる指数を設定し、改定率を乗じることで物価変動を反映させるものとする。なお、改定の確認は、前年度の9月末までに行い、翌年度の運営・維持管理業務委託費を確定させる。

また、計画ごみ処理量及び計画ごみ質の低下等により、事業提案書提出時と条件に差異が生じ、事業者の提案した単価が実態に整合しないと組合が認めた場合には、協議を行うものとする。

2) 改定方法

ア) 運営・維持管理業務委託費の改定に当たっては、固定費A、変動費B、変動費C、固定費F及び変動費Gの各区分における項目ごとに次ページ表に示す指数に基づき、当該指数の改定率を確認する。なお、運営・維持管理業務の1年目は改定しないものとし、2年目以降の運営・維持管理業務委託費を対象とする。

イ) 当該指数の改定率を確認した結果、改定率が±1.5%を超える場合、運営・維持管理業務委託費を改定する。

ウ) 運営・維持管理業務委託費の改定は、当該年度の9月1日時点で公表されている直近1年間の指数の平均値を用いて指数ごとに求め、9月末までに決定するものとする。なお、当該年度の6月1日時点で公表されている値をもとに、6月末までに改定の見込

みについて組合へ報告する。

- エ) 改定に用いる指数は原則として変更しないが、市場の変動等により改定に用いる指数が実態に整合しない場合には、組合と事業者で協議を行うものとする。
- カ) 変動費Dの改定は、組合より毎年度4月末までに当該年度の運搬及び処分の単価を指示し、その単価に基づき改定する。
- カ) 変動費Eは、前項(2)2)に示す年度業務完了報告書において、様式第5-5-4号添付資料1及び添付資料2を基本として提示する次年度の年間売電提案量(kWh/年)と次年度の実績売電量(kWh/年)を確認し、後者の方が大きい場合のみ発生する。その場合の売電単価は、当該年度における単価の平均を使用するため、単価の改定はないものとする。

■改定に用いる指数

区分	項目	指数
固定費A	人件費	「毎月勤労統計調査／産業別現金給与額／事業所規模30人以上／調査産業計／現金給与総額／指数」(岐阜県)
	運転経費	「消費税を除く国内企業物価指数／電力・都市ガス・水道」(日本銀行調査統計局)
	維持管理費	「消費税を除く国内企業物価指数／はん用機器」(日本銀行調査統計局)
	その他経費	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」(日本銀行調査統計局)
変動費B	変動費単価	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」(日本銀行調査統計局)
変動費C	変動費単価	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」(日本銀行調査統計局)
変動費D	変動費単価	カ)に示すとおり
変動費E	売電収入	カ)に示すとおり
固定費F	人件費	「毎月勤労統計調査／産業別現金給与額／事業所規模30人以上／調査産業計／現金給与総額／指数」(岐阜県)
	人件費以外	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」(日本銀行調査統計局)
変動費G	運転経費	「消費税を除く国内企業物価指数／電力・都市ガス・水道」(日本銀行調査統計局)

3) 改定の算出式

運営・維持管理業務に対する対価のうち、固定費A、変動費B、変動費C、固定費F及び変動費Gについては、次式により見直しを行う。

$$\text{算定式 } Y = \alpha \times X$$

Y：改定後の当該費用（税抜）

X：前回改定後の当該費用（税抜）

改定率 α = 改定時の指数 / 前回改定時の指数

- ア) 第1回目の改定が行われるまでは、Xは事業契約締結時の費用とする。
- イ) 第1回目の改定が行われるまでは、指数は事業契約締結年度である令和4年4月から令和5年3月における平均値とする。
- ウ) 改定率を求めるための各指数は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までとする。
- エ) 改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

4) その他の改定

運営期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、組合の事業者への支払にかかる消費税及び地方消費税については、組合が改定内容にあわせて負担する。

また、3.(1)に示す費目のうち、1)から3)による改定方法が適当でないと組合が認めた費目については、組合と事業者が協議のうえで別途改定方法を定めるものとする。

添付資料6 モニタリング及び対価の減額

1. 設計・建設業務における減額措置

(1) 関係市町に本店を置く地元企業（以下「地元企業」という。）への提案下請率の未達に係る減額措置

1) 設計・建設業務に係る地元企業への提案下請率

設計・建設業務に係り地元企業へ下請けする提案下請率は、地元企業への下請金額を基本として確認する。なお、提案下請率に計上する地元企業は、二次下請までとし、発注金額の重複は認めないものとする。

2) 建設事業者における地元企業への提案発注金額の算出

建設事業者は、事業提案書で提案した下請率に対する地元企業への提案発注金額を提示した上で、地元企業への発注実績を確認し、提案発注金額の達成状況等を取りまとめた設計・建設業務発注金額達成状況報告書を設計・建設業務期間中の毎年度末に組合に提出する。

3) 地元企業への提案発注金額の達成状況確認

組合は、設計・建設業務発注金額達成状況報告書を確認した結果、設計・建設期間を通じた総額において、地元企業への発注実績額が提案発注金額を下回った場合、建設工事請負契約の契約金額のうちの未達成分として、未達成分の金額を建設工事費から減額する。

ただし、未達が建設事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを建設事業者が明らかにし、組合がこれを認めた場合には、この限りではない。また、減額金額は、建設工事請負契約に基づき建設事業者が組合に対して負担する違約金、損害賠償に充当されない。

地元企業への発注実績額が提案発注金額を下回っているかどうかの判断は、設計・建設業務の最終年度末に実施する。

2. モニタリング及び運営・維持管理業務における減額措置

(1) モニタリング及び減額措置

1) モニタリングに関する基本的な考え方

入札公告時に組合が提示した要求水準書等及び事業提案書が定める、複合施設が備えているべき性能及び機能（以下「要求性能」という。）に基づいて、適正かつ確実な運営・維持管理業務の履行水準の確保がなされているかどうかを、監視、測定及び評価する。

モニタリングにより要求性能が発揮されていない、又は発揮されないおそれがあると判断した場合には、ごみ処理の停止、地域貢献施設でのサービス停止、是正勧告、運営・維持管理業務委託費の減額等の措置を行うものとする。なお、これらの措置を講じることは、運営・維持管理業務委託契約に基づく組合の契約解除権の行使を妨げるものではないこと

に留意すること。

2) モニタリングの方針

モニタリングは、運営事業者が行うセルフモニタリングに基づく運営・維持管理業務についての各種報告書による確認を基本とし、これを補完する目的で組合が随時のモニタリングを行うこととする。

3) 運営・維持管理業務委託費の減額に関する基本的考え方

運営・維持管理業務委託費の減額は、次の方針に基づいて行うものとする。

- ア) 運営事業者の行う業務において、事業契約の未達又は不履行があった場合に減額する。
- イ) 減額は、適切な業務改善を運営事業者に促すための経済的動機付けが可能な範囲に留意して行うものとし、減額により運営業務そのものが損なわれること等がないように実施する。
- ロ) 減額金額は、運営・維持管理業務委託契約に基づき運営事業者が組合に対して負担する違約金、損害賠償に充当されない。
- エ) 運営・維持管理業務における減額措置は、異常事態の発生、計画外でのごみ処理の停止又はその他運営事業者の運営・維持管理業務委託契約に基づく債務の不履行、計画外での地域貢献施設の停止等により、ごみ処理や地域貢献施設でのサービス提供を停止した場合（組合の指示により停止した場合を含む）の減額（以下「運転停止型減額措置」という。）と、ごみ処理や地域貢献施設でのサービス提供を継続できるが、事業契約に規定する業務水準が達成されていないと判断した場合の減額（以下「運転継続型減額措置」という。）に分けて行うものとする。
- ウ) 軽微な不履行については直ちに減額するのではなく、運営事業者が自ら改善措置を取り一定の改善期間の中で速やかに解決することを基本とする。
- カ) 減額措置は、本件施設と関連施設それぞれで判断するものとする。

4) 減額システムの運用

本事業における運転停止型減額措置の場合は、ただちに運営・維持管理業務委託費の減額となるが、運転継続型減額措置の場合は、適切な改善を運営事業者に促すための経済的動機付けとして規定するものであることから、軽微な不履行については、直ちに減額するのではなく、運営事業者が自ら改善措置を取り、一定の改善期間の中で速やかに解決することが望ましい。そのため、組合と運営事業者の間でこうした問題を効率よく解決できる機能を有する協議組織・体制等の構築を図るものとする。

(2) 運転停止型減額措置

1) 減額等の措置を講じる状態

本件施設では、異常事態の発生、計画外でのごみ処理の停止によりごみピットでの受け入れが不能になった場合又はその他運営事業者の運営・維持管理業務委託契約に基づく債務の不履行等により、ごみ処理を停止した場合とする。

関連施設では、異常事態の発生、計画外での浴場利用停止などによる入館不能になった場合又はその他運営事業者の運営・維持管理業務委託契約に基づく債務の不履行等により、入館を停止した場合とする。

2) 減額措置の手順

7) 復旧手続き

組合と運営事業者は、次に掲げる事項を次に掲げる順序で行い、本件施設でのごみ処理や関連施設の使用が停止された施設の復旧に努めるものとする。

- ① 運営事業者によるごみ処理停止／関連施設利用停止の報告
- ② 運営事業者による本件施設又は関連施設での異常事態に至った原因と責任の究明及び組合への報告
- ③ 運営事業者による本件施設又は関連施設における復旧計画の提案及び組合の承諾
- ④ 運営事業者による本件施設又は関連施設における復旧作業への着手
- ⑤ 組合による本件施設又は関連施設における復旧作業の完了確認
- ⑥ 運営事業者による復旧のための本件施設の試運転開始／関連施設の運営準備
- ⑦ 組合による本件施設の運転データの確認／関連施設の運営体制の確認
- ⑧ 本件施設の運転再開／関連施設の運営再開
- ⑨ 運営事業者による本件施設又は関連施設における運営改善計画の立案
- ⑩ 組合による本件施設又は関連施設における運営改善計画の承諾

ただし、本件施設又は関連施設の停止基準を逸脱した理由が、測定機器の誤動作等が軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、次に示す簡略化した手続きにすることが可能であるものとする。

- ① 運営事業者によるごみ処理停止／関連施設利用停止の報告
- ② 運営事業者による本件施設又は関連施設での異常事態に至った原因と責任の究明及び組合への報告
- ③ 組合による本件施設又は関連施設における復旧手続きを簡略化することの承諾
- ④ 運営事業者による本件施設又は関連施設における復旧計画の立案及び復旧作業への着手
- ⑤ 本件施設の運転再開／関連施設の運営再開
- ⑥ 運営事業者による本件施設又は関連施設における運営改善計画の立案
- ⑦ 組合による本件施設又は関連施設における運営改善計画の承諾

1) 減額の算定方法

① 本件施設

本件施設でのごみ処理停止において減額する金額は、1日当たりの固定費Aに停止日数を乗じた額の累計額を当該月の固定費Aの支払額から減額する。

減額の対象とする停止日数とは、処理対象物をごみピットで受け入れることが出来なかった場合の日数であり、処理対象物をごみピットで受け入れることが出来た日数は、適用しないものとする。

$$\text{減額(円)} = 1 \text{日当たりの固定費 A (円/日)} \times \text{停止日数(日)}$$

・1日当たりの固定費A(円/日)：年間固定費Aを当該年度の年間日数で除した額

② 関連施設

関連施設での運営停止において減額する金額は、1日当たりの固定費Fに停止日数を乗じた額の累計額を当該月の固定費Fの支払額から減額する。

減額の対象とする停止日数とは、関連施設へ住民が入館出来なかった場合の日数であり、例えば浴場のみ使用停止し、その他のサービスが提供できた場合の日数は、適用しないものとする。

$$\text{減額(円)} = 1 \text{日当たりの固定費 F (円/日)} \times \text{停止日数(日)}$$

・1日当たりの固定費F(円/日)：年間固定費Fを当該年度の年間日数で除した額

(3) 運転継続型減額措置

1) モニタリング手法の確定手続き

運転継続型減額措置は、適切な改善を運営事業者に促すための経済的動機付けとして規定するものであることから、まず組合と運営事業者はモニタリング手法を次の手続きに基づいて合意して確定し、当該モニタリング手法を運用するものとする。

- ア) 運営事業者の事業提案書等に基づき、運営・維持管理業務の仕様・水準を確定する。
- イ) 運営事業者の提供する運営・維持管理業務が、事業契約の未達となる基準については事業契約締結後に詳細化する。
- ウ) 運営事業者は、品質管理(PDCAサイクル)を行うものとし、品質管理方針・品質管理プログラム等の策定、業務の手順化の一環として「運営マニュアル」を作成し、業務執行体制の構築を行うとともに、自己監査(セルフモニタリング)を業務監査(日常、随時、定期モニタリング等)に位置付けるものとする。
- エ) 運営事業者は、自らが行う品質管理を前提として、「2)イ) 組合によるモニタリング」に示すモニタリング内容を踏まえた上で、協議組織・体制、モニタリングに関する

る各種報告様式等を提案し、組合と協議の上、具体的なモニタリング手法を確定し、これを運用するものとする。

㊦) 運営マニュアルは、運営事業者自らの業務の実施のために作成するものであり、これを遵守することにより運営事業者が免責となるものではない。

2) モニタリングの方法

㊦) 運営事業者によるモニタリング

運営事業者は、自己の責任及び費用でセルフモニタリングを行い、下請企業を含んだ運営・維持管理業務の履行体制及び品質管理システムの履行状況等を確認し、運営・維持管理業務の履行状況について定期的又は随時に確認等を行い、事業契約に定める運営・維持管理業務についての各種報告書及び監査済み財務書類をそれぞれ期日までに作成し、組合に提出するものとする。

㊧) 組合によるモニタリング

組合は、次のモニタリングを自己の責任及び費用で行い、運営事業者が実施する運営・維持管理業務の履行状況を確認する。

① 定期モニタリング

運営事業者が毎月 10 日までに提出する月間業務完了報告書が事業契約を満たしているか確認し、受領後 14 日以内に当該月間業務完了報告書の対象となる月の業務状況につき運営事業者に通知する。運営事業者は組合が行うモニタリングにつき、組合の要請に応じて合理的な協力を行う。なお、月間業務完了報告書の具体的内容（モニタリングの項目、方法及び提出時期）は、運営事業者の提案に基づき契約後に組合と運営事業者が協議のうえ、決定する。

② 随時モニタリング

組合が必要と認める場合、月間業務完了報告書による確認とは別に、随時モニタリングを実施する。随時モニタリングにおいては、運営事業者は当該説明、立会い等について最大限協力するものとする。

③ 財務モニタリング

運営事業者は、毎事業年度、財務書類（会社法第 435 条第 2 項に規定する計算書類）を作成し、会計監査人及び監査役による監査を受けた上で、株主総会に報告された事業報告及びこれらの附属明細書の写しとともに、毎事業年度経過後 3 ヶ月以内に提出する。なお、組合は当該監査済み財務書類を公開することができるものとする。

また、運営・維持管理業務に係る実際の人件費が事業提案書で提案した人件費と乖離がないかどうかを組合が確認するため、運営事業者は、組合が要求する場合に人件

費の支払い状況を開示することとする。なお、この確認は、雇用者の給与水準が運営業務の確実な履行に繋がるとの観点から実施するものであり、個人の特定を目的とするものではないため、人件費の支払い状況は個人名を伏せた上で開示することとする。

3) 削減額の算定方法

7) 減額等の措置を講じる状態

本件施設及び関連施設に対する定期モニタリング等の結果、事業契約を満たさないと思われる場合とする。

1) 減額措置の手順

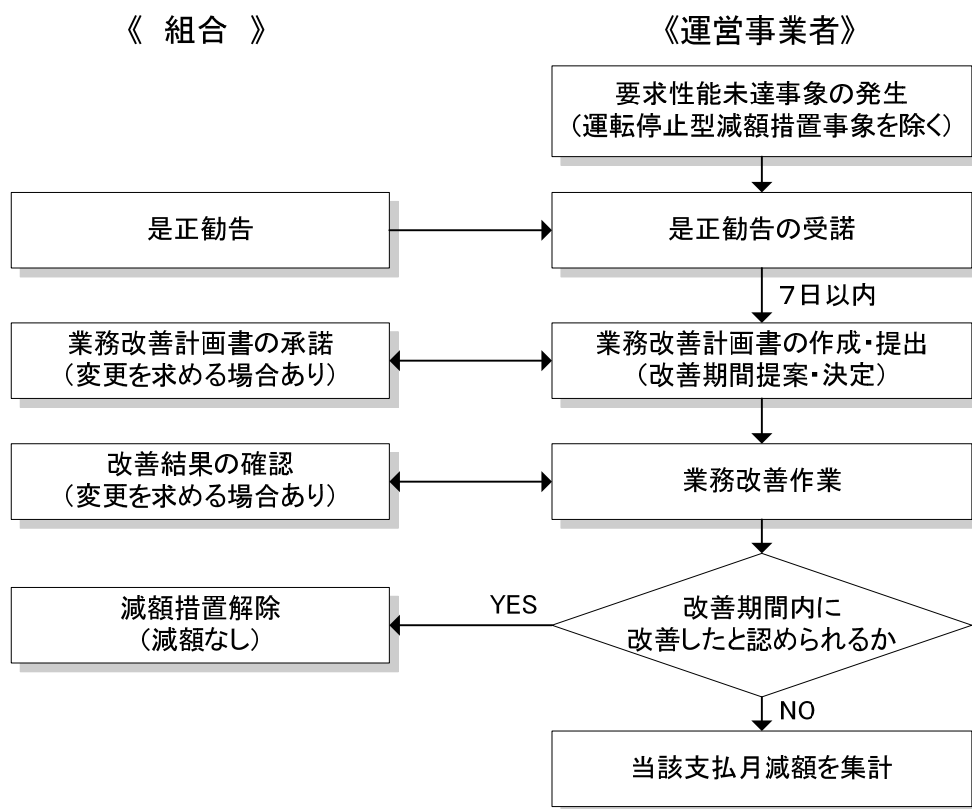
① 業務改善手続き

本件施設でのごみ処理や関連施設での入館は継続できるが、運営事業者による運営・維持管理業務の水準が、事業契約の未達及び債務の不履行に至ったと判断した場合、組合と運営事業者は、次の手順で業務の改善に努めるものとする。なお、運営事業者は、是正勧告を受けてから7日以内に業務改善計画書を提出するものとする。

- a) 組合から運営事業者に対し、事業契約の未達及び債務の不履行の改善を行うよう
是正勧告
- b) 運営事業者による事業契約未達及び債務の不履行に至った原因と責任の究明
- c) 運営事業者による業務改善計画書の作成・提出及び組合の承諾
- d) 業務改善作業への着手
- e) 組合による業務改善作業の完了確認

ただし、業務水準が事業契約の未達及び債務の不履行に至った理由が軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、次に示す簡略化した手続きにすることが可能であるものとする。

- a) 組合から運営事業者に対し、事業契約の未達及び債務の不履行の改善を行うよう
是正勧告
- b) 運営事業者による事業契約の未達債務の不履行に至った原因と責任の究明
- c) 組合による業務改善手続きを簡略化することの承諾
- d) 業務改善作業への着手
- e) 組合による業務改善作業の完了確認



② 減額の算定方法

(ア) 本件施設

本件施設での業務改善において減額する金額は、1日当たりの固定費Aに改善未確認日数と減額率を乗じた額の累計額を当該月の固定費Aの支払額から減額する。なお、改善期間内に改善したと認められた場合は、減額措置は適用しない。

$$\text{減額(円)} = 1 \text{日当たりの固定費 } A \text{ (円/日)} \times \text{改善未確認日数 } a \text{ (日)} \times \text{減額率(20\%)} \\ + 1 \text{日当たりの固定費 } A \text{ (円/日)} \times \text{改善未確認日数 } b \text{ (日)} \times \text{減額率(100\%)}$$

- ・ 1日当たりの固定費A(円/日)：年間固定費Aを当該年度の年間日数で除した額
- ・ 改善未確認日数(日)：是正勧告日(起算)から組合が改善を確認する日までの日数
- ・ 改善未確認日数a(日)：是正勧告日から改善期間満了日の間での改善未確認日数
- ・ 改善未確認日数b(日)：改善期間満了日翌日以降の改善未確認日数
- ・ 減額率(%)：是正勧告日から改善期間満了日までの間：20% 減額
改善期間満了日翌日以降：100% 減額

(イ) 関連施設

関連施設での業務改善において減額する金額は、前項本件施設の固定費Aを固定費Fに置き換えて算定するものとする。

(4) 事業提案の未達に係る減額措置

1) 提案売電電力量の未達に係る減額措置

当該年度における年間の実績売電量が年間の提案売電量を10%以上下回った場合、提案売電量の未達分として、次の算定式による金額を委託料から減額する。ただし、未達が運営事業者の責によらないと組合が認めた場合はこの限りではない。

【年間実績売電量 ≤ 年間提案売電量 × 90%の場合】

減額金額(円) = (提案売電量(kWh/年) - 実績売電量(kWh/年)) × 売電単価(円/kWh) × 50%

- ・ 提案売電量：当該年度の運転計画で示す売電量 (kWh/年)
- ・ 実績売電量：当該年度の総年間売電量 (kWh/年)
- ・ 売電単価：当該年度の単価 (円/kWh)

2) 提案資源化率の未達にかかる減額措置

7) 資源化率の算定方法

資源化率は、ごみ処理方式毎に異なることから、次の算定式を基本とする。

ごみ処理方式	資源化率の算定式
ストーカ式	資源化率(%) = セメント等資源化量 / (発生残さ総量 - 羽島市一般廃棄物最終処分場への搬入量) × 100
流動床式 (焼却方式)	資源化率(%) = 飛灰資源化量 / 発生残さ総量 × 100
ガス化熔融方式	資源化率(%) = (スラグ・メタル売却 + 熔融飛灰資源化等) / (スラグ・メタル・熔融飛灰等の発生総量) × 100

1) 減額措置の方法

当該年度における年間の実績資源化率が年間の提案資源化率を10%以上下回った場合、提案資源化率の未達として、次の算定式による金額を減額する。ただし、未達が運営事業者の責によらないと組合が認めた場合はこの限りではない。

【実績資源化率 ≤ 提案資源化率 × 90%の場合】

減額金額(円) = {(当該年度発生残さ量(t/年) × 提案資源化率(%)) - 実績資源化量(t/年)} × (提案資源化単価(円/t)) × 50%

- ・ 当該年度発生残さ：当該年度に発生した残さの年間総量 (t/年)
※ストーカ式は羽島市一般廃棄物最終処分場への搬入分を除く
- ・ 提案資源化率：事業提案書で事業者が提案した資源化率(%)
- ・ 実績資源化量：当該年度において資源化した残さの年間総量 (t/年)
- ・ 提案資源化単価：事業提案書で事業者が提案した資源化に係る単価 (円/t)
※運搬費含む

3) 地元企業への提案下請率の未達に係る減額措置

7) 運営・維持管理業務に係る地元企業への提案下請率

運営・維持管理業務に係り地元企業の事業者へ下請けする提案下請率は、地元企業への下請金額を基本として確認する。なお、提案下請率に計上する地元企業は、二次下請までとし、発注金額の重複は認めないものとする。

4) 運営事業者における地元企業への提案発注金額の算出

運営事業者は、事業提案書で提案した下請率に対する地元企業への提案発注金額を提示した上で、地元企業への発注金額の実績を確認し、提案発注金額の達成状況等を取りまとめた運営・維持管理業務発注金額達成状況報告書を翌年度の4月10日までに組合に提出する。

5) 地元企業への提案発注金額の達成状況確認

組合は、運営・維持管理業務発注金額達成状況報告書を確認した結果、運営・維持管理業務期間を通じた総額において、地元企業への発注実績額が提案発注金額を下回った場合、運営・維持管理業務委託契約の契約金額のうちの未達成分として、未達成分の金額を最終運営年である20年目の運営・維持管理費における当該年度の3月分の請求から減額する。ただし、未達が運営事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを運営事業者が明らかにし、組合がこれを認めた場合には、この限りではない。

添付資料 7 事業者が付保する保険

1. 設計・建設業務

(1) 組立保険

- 保険契約者 : 建設事業者
保険の対象 : 各種の機械、機械設備、装置などの据付・組立工事中に、工事現場において不測かつ突発的な事故によって工事の目的物等に生じた損害
補償額 : 請負代金額
保険期間 : 着工日から建設工事完了日まで
被保険者 : 建設事業者

(2) 建設工事保険

- 保険契約者 : 建設事業者
保険の対象 : 建設中の建物に不測かつ突発的な事故によって生じた損害
補償額 : 請負代金額
保険期間 : 着工日から建設工事完了日まで
被保険者 : 建設事業者

(3) 第三者損害賠償保険

- 保険契約者 : 建設事業者
保険の対象 : 建設工事に伴い第三者に与えた損害について法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を担保
補償限度額 : 対人：1名当たり1億円、1事故当たり10億円以上
対物：1事故当たり1億円以上
保険期間 : 着工日から建設工事完了日まで
被保険者 : 建設事業者

注) 上記に示す保険は必要最小限度のものであり、建設事業者が必要に応じて上記条件以上の補償内容とすること及び上記に示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

2. 運営・維持管理業務

(1) 第三者損害賠償保険

- 保 険 契 約 者 : 運営事業者
- 補償する損害 : 本施設の使用若しくは管理又は本施設内での事業遂行に伴う法律上の損害、賠償責任を負担することによって被る損害
- てん補限度額 : 対人 : 1名当たり最大1億円
1 事故当たり最大 10 億円
対物 : 1 事故当たり最大 1 億円
- 保 険 期 間 : 運営期間とする。
- 被 保 険 者 : 組合、運営事業者

注) 上記に示す保険は必要最小限度のものであり、運営事業者等が必要に応じて上記条件以上の補償内容とすること及び上記に示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

添付資料 8 提出書類作成要領

1. 各書類の提出要領

(1) 入札参加資格審査及び対面的対話に関する提出書類

正本及び副本は、図 1 に示すように簡易ファイルに綴じて提出すること。なお、入札参加資格審査に関する書類の表紙は、正本・副本ともに代表企業名を記載し、対面的対話に関する書類の表紙は、正本では応募者名に「代表企業名」、副本では「組合が交付する応募者名」を記載する。

また、提出書類は、正本及び副本をまとめて電子媒体（CD-R 等）に記録し、1 部提出すること。

【提出書類】

- ① 入札参加資格審査に関する提出書類（様式第 2-1 号～2-9 号（添付書類含む））
- ② 対面的対話に関する提出書類（様式第 3-1 号～3-6 号）

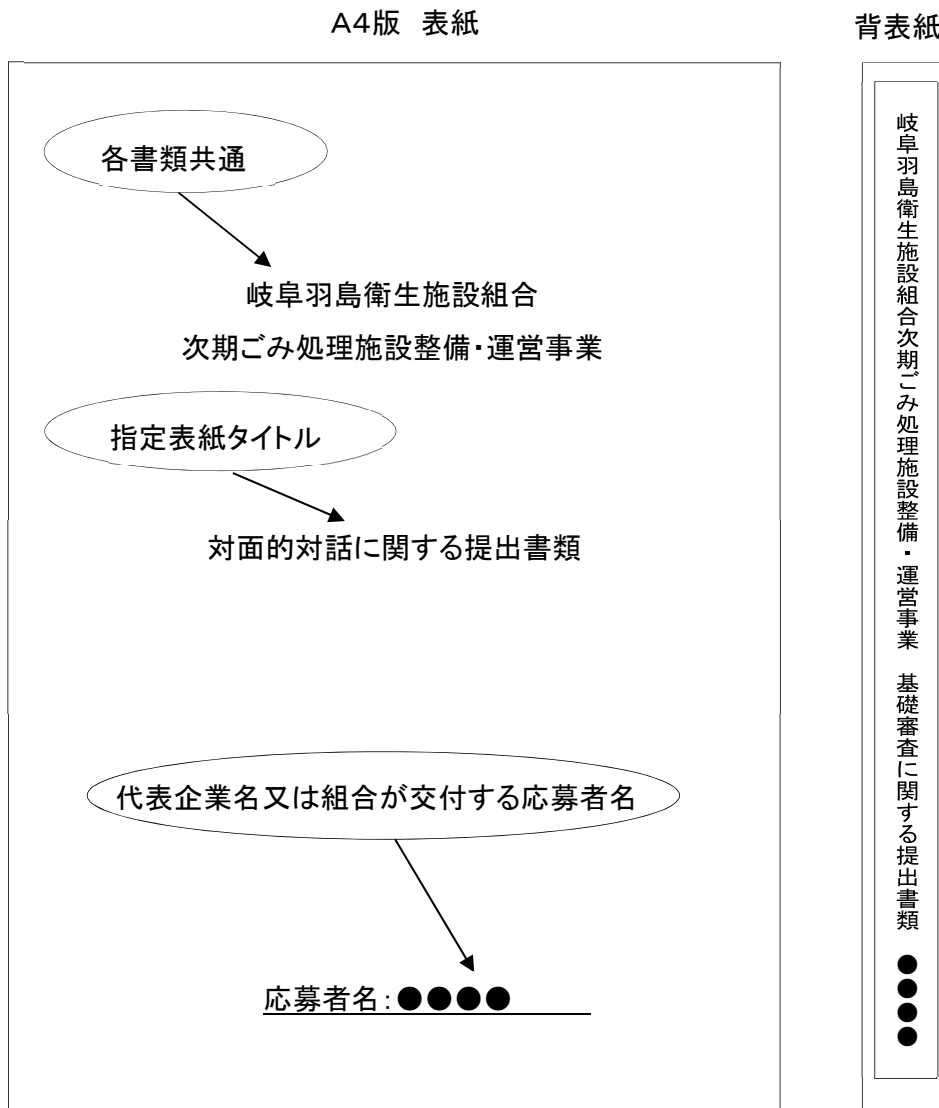


図 1 表紙・背表紙の例

(2) 基礎審査及び非価格要素審査に関する書類

正本は、図2に示すように袋綴じで作成し、代表企業の割印を施して提出すること。また、副本は、図1に準じて提出すること。

また、提出書類は、正本及び副本でそれぞれ電子媒体（CD-R等）に記録し、正本は代表企業名、副本は応募者名を記載した任意の封筒にそれぞれ封印して1部ずつ提出すること。

【提出書類】

- ① 基礎審査に関する提出書類（様式第4-1号～4-4-2号）
- ② 非価格要素審査に関する提出書類（様式第5-1号～5-12-3号）
- ③ 事業計画に関する提出書類（様式第7-1号～7-9-2号）
- ④ 上記①～③を記録した電子媒体

注) 正本、副本の内容は、「2. 個別事項」参照のこと。

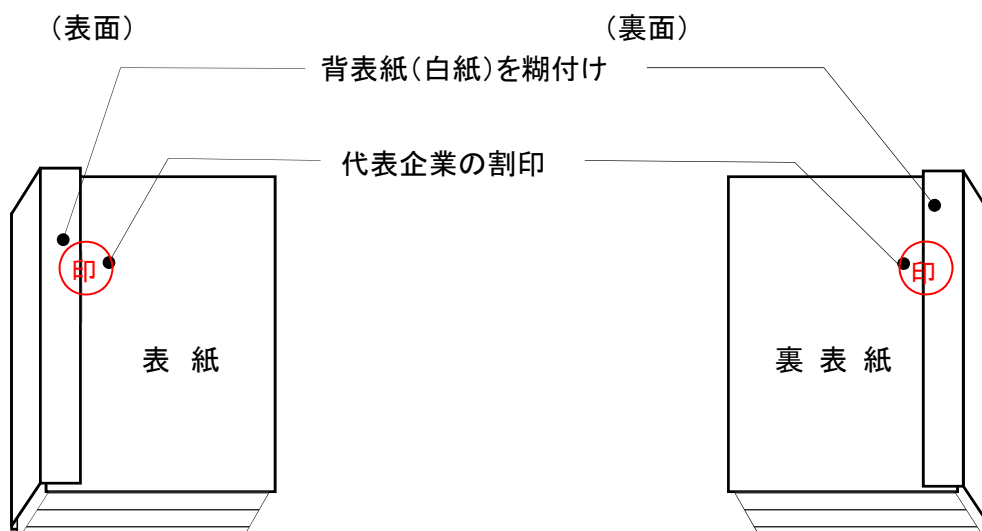


図2 袋綴じの方法（正本）

(3) 価格要素審査に関する提出書類

入札書等は、図3に示す方法で提出すること。

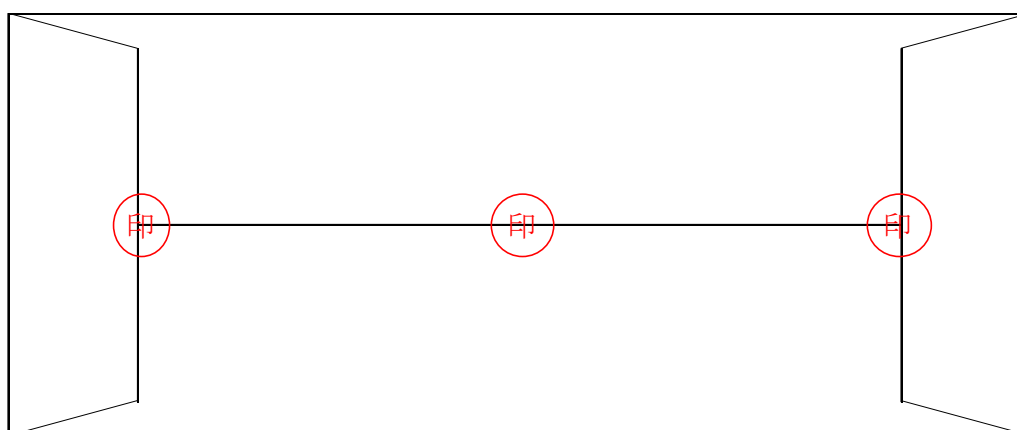
【提出書類】

- ① 入札書（様式第6-1号）
- ② 事業費（様式第7-1号）
- ③ 設計・建設事業費（様式第7-2号）
- ④ 運営・維持管理業務委託費（様式第7-3号）
- ⑤ 設計・建設業務編における下請率（様式第7-9-1号）
- ⑥ 運営・維持管理業務編における下請率（様式第7-9-2号）

(表)

岐阜羽島衛生施設組合 管理者 岐阜市長 柴橋正直 様	
事業名	岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備・運営事業
事業場所	岐阜県羽島市福寿町平方地区
所在地	_____
商号又は名称	_____
代表者名	_____ (印)
令和	年 月 日

(裏)



- 注) 1. 入札書等を提出する封筒は、長形3号を基本とすること。
2. 印は、入札参加資格審査に関する提出書類の使用印鑑届に基づくものを用いること。
3. 提出書類①から⑥の正本を1部同封すること。

図3 入札書等封筒記載例

2. 個別事項

(1) 入札説明書等に関する質問書

- ・各様式は、Excel による電子メールでの提出とする。

様式番号	タイトル	提出
第 1-1 号	第 1 回入札説明書等に関する質問書	Excel
第 1-2 号	第 2 回入札説明書等に関する質問書	Excel

(2) 入札参加資格審査に関する提出書類【正本 1 部・副本 2 部】

- ・A 4 縦左綴じで片面印刷により提出する。(添付書類含む)
- ・正本及び副本は、電子媒体に記録したものを 1 部提出すること。
- ・入札参加資格審査結果の通知用として、84 円切手を貼付した任意の返信用封筒(定型長 3) 1 枚に、代表企業の住所、氏名等を記載して併せて提出する。

様式番号	タイトル	提出
第 2-1 号	入札参加資格審査申請書	正本
第 2-2 号	応募者の構成	正本、副本、PDF
第 2-3 号	地元企業の配置にかかる誓約書 (添付含む)	正本、副本、PDF
第 2-4 号	委任状 (代表企業)	正本、副本、PDF
第 2-5 号	入札参加資格要件確認書①	正本、副本、PDF
第 2-6 号	入札参加資格要件確認書②	正本、副本、PDF
第 2-7 号	入札参加資格要件確認書③	正本、副本、PDF
第 2-8 号	入札参加資格要件確認書④	正本、副本、PDF
第 2-9 号	入札参加資格要件確認書⑤	正本、副本、PDF

(3) 対面的対話に関する提出書類【正本 1 部・副本 6 部】

- ・A 4 縦左綴じで片面印刷により提出する。ただし、様式第 3-2 号は A 4 横とし、図面関係は A 3 片面印刷で A 4 サイズに織り込むこと。
- ・正本及び副本は、電子媒体に記録したものを 1 部提出すること。

様式番号	タイトル	提出
第 3-1 号	対面的対話の申込書	正本
第 3-2 号	対面的対話における確認事項	正本、副本、Excel
第 3-3 号	全体処理フロー図	正本、副本、PDF
第 3-4 号	全体配置・動線計画図	正本、副本、PDF
第 3-5 号	機器配置図・断面図	正本、副本、PDF
第 3-6 号	設計・建設期間の工程	正本、副本、PDF

(4) 入札書【正本1部】

- ・「1.(3) 価格要素審査に関する提出書類」に示す方法で提出すること。

様式番号	タイトル	提出
第6-1号	入札書	正本

(5) 事業提案書

1) 基礎審査に関する提出書類【正本1部・副本15部】

- ・A4縦左綴じとし、様式第4-1～4-3号は片面印刷、様式第4-4-1号及び4-4-2号は両面印刷(A4横)により提出する。
- ・1)から3)の正本、副本ごとにまとめ、電子媒体に記録したものを提出すること。

様式番号	タイトル	提出
第4-1号	基礎審査用書類	正本
第4-2号	提案書類の整合確認書	正本
第4-3号	要求水準に関する誓約書	正本
第4-4-1号	要求水準に対する設計仕様書(設計・建設業務編)	正本、副本、PDF
第4-4-2号	要求水準に対する設計仕様書(運営・維持管理業務編)	正本、副本、PDF

2) 非価格要素審査に関する提出書類【正本1部・副本15部】

- ・A4縦左綴じで片面印刷により提出する。ただし、図面関係はA3片面印刷でA4サイズに織り込むこと。
- ・1)から3)の正本、副本ごとにまとめ、電子媒体に記録したものを提出すること。

様式番号	タイトル	提出
第5-1号	事業提案書	正本
第5-2号	施工実績	正本、副本、PDF
第5-3号	施工計画	正本、副本、PDF
第5-3号	添付 工事工程	正本、副本、PDF
第5-4-1号	配置計画(全体配置計画)	正本、副本、PDF
第5-4-2号	配置計画(機器配置計画)	正本、副本、PDF
第5-5-1号	プラント計画(安定稼働)信頼性・耐久性	正本、副本、PDF
第5-5-2号	プラント計画(安定稼働)ごみ量・ごみ質への対応	正本、副本、PDF
第5-5-3号	プラント計画(エネルギーの有効活用)有効活用方法	正本、副本、PDF
第5-5-4号	プラント計画(エネルギーの有効活用)売電量	正本、副本、PDF
第5-5-4号	添付1 提案売電量	正本、副本、PDF、Excel
第5-5-4号	添付2 運転計画	正本、副本、PDF、Excel
第5-6-1号	環境計画(公害防止対策)	正本、副本、PDF

第 5-6-2 号	環境計画（地球温暖化対策）外部エネルギー使用の削減	正本、副本、PDF
第 5-6-3 号	環境計画（地球温暖化対策）二酸化炭素の削減	正本、副本、PDF
第 5-6-3 号	添付 二酸化炭素排出量	正本、副本、PDF、Excel
第 5-6-4 号	環境計画（景観）	正本、副本、PDF
第 5-7-1 号	施設の長寿命化（施設の長期使用）	正本、副本、PDF
第 5-7-2 号	施設の長寿命化（維持補修費用の縮減）	正本、副本、PDF
第 5-8-1 号	運営体制（運転管理体制）適切な体制	正本、副本、PDF
第 5-8-2 号	運営体制（運転管理体制）事故等への対応	正本、副本、PDF
第 5-8-3 号	運営体制（運転管理体制）運営終了時の引継ぎ方法	正本、副本、PDF
第 5-8-4 号	運営体制（搬入管理体制）	正本、副本、PDF
第 5-9-1 号	運営計画（資源化等の計画）リスク管理	正本、副本、PDF
第 5-9-2 号	運営計画（資源化等の計画）残さの品質確保	正本、副本、PDF
第 5-9-3 号	運営計画（資源化等の計画）資源化率	正本、副本、PDF
第 5-9-3 号	添付 資源化率	正本、副本、PDF、Excel
第 5-9-4 号	運営計画（関連施設の活用）	正本、副本、PDF
第 5-10-1 号	事業計画（リスク管理）	正本、副本、PDF
第 5-10-2 号	事業計画（情報発信）	正本、副本、PDF
第 5-11-1 号	付帯計画（環境学習）	正本、副本、PDF
第 5-11-2 号	付帯計画（災害対策）浸水対策	正本、副本、PDF
第 5-11-3 号	付帯計画（災害対策）安全性・早期復旧策	正本、副本、PDF
第 5-11-4 号	付帯計画（災害対策）発災時の対応	正本、副本、PDF
第 5-12-1 号	地域貢献（地元企業の活用）	正本、副本、PDF
第 5-12-2 号	地域貢献（地域経済の活性化）	正本、副本、PDF
第 5-12-3 号	地域貢献（地域振興）	正本、副本、PDF

3) 事業計画に関する提出書類【正本 1 部・副本 15 部】

- ・ A 4 縦左綴じで片面印刷により提出する。ただし、A 3 版は片面印刷で A 4 サイズに織り込むこと。
- ・ 1) から 3) の正本、副本ごとにまとめ、電子媒体に記録したものを提出すること。

様式番号	タイトル	提出
第 7-1 号	事業費	正本(入札書と同封)
第 7-2 号	設計・建設業務費	正本、PDF、Excel (正本は入札書と同封)
第 7-3 号	運営・維持管理業務委託費	正本、PDF、Excel (正本は入札書と同封)
第 7-4 号	特別目的会社の資本概要	正本、副本、PDF、Excel

第 7-5 号	特別目的会社の開業費	正本、副本、PDF、Excel
第 7-6-1 号	固定費 A (人件費)	正本、副本、PDF、Excel
第 7-6-1 号	添付 運転体制	正本、副本、PDF、Excel
第 7-6-2 号	固定費 A (運転経費)	正本、副本、PDF、Excel
第 7-6-3 号	固定費 A (維持管理費)	正本、副本、PDF、Excel
第 7-6-3 号	添付 保守管理及び修繕計画	正本、副本、PDF、Excel
第 7-6-4 号	固定費 A (その他経費)	正本、副本、PDF、Excel
第 7-6-5 号	変動費 B	正本、副本、PDF、Excel
第 7-6-5 号	添付 年間運転経費	正本、副本、PDF、Excel
第 7-6-6 号	変動費 C	正本、副本、PDF、Excel
第 7-6-7 号	変動費 D (ストーカー式の場合)	正本、副本、PDF、Excel
第 7-7-1 号	固定費 F (人件費)	正本、副本、PDF、Excel
第 7-7-2 号	固定費 F (施設管理費)	正本、副本、PDF、Excel
第 7-7-3 号	固定費 F (維持管理費)	正本、副本、PDF、Excel
第 7-7-4 号	固定費 F (その他経費)	正本、副本、PDF、Excel
第 7-7-5 号	変動費 G	正本、副本、PDF、Excel
第 7-8-1 号	事業収支表 (損益計算書)	正本、副本、PDF、Excel
第 7-8-2 号	事業収支表 (キャッシュフロー計算書)	正本、副本、PDF、Excel
第 7-9-1 号	設計・建設業務 (資材調達を含む) における下請率	正本、PDF、Excel (正本は入札書と同封)
第 7-9-2 号	運営・維持管理業務 (資材・用役調達を含む) における下請率	正本、PDF、Excel (正本は入札書と同封)

3. 記載要領

- (1) 次に示す提出書類では、応募者の企業名を特定又は類推できる記載を行わないこと。
 - ア) 基礎審査に関する提出書類（様式第 4-4-1 号、4-4-2 号）
 - イ) 非価格要素審査に関する提出書類（様式第 5-2～5-12-3 号）
 - ウ) 事業計画に関する提出書類（様式第 7-4～7-8-2 号）
- (2) 造語・略語を使用する場合には、一般用語・専門用語を用いて初出の箇所に定義を記述すること。
- (3) 他の様式や補足資料に関連する事項が記載されているなど、参照が必要な場合には、該当する様式番号、ページ等を適宜記入すること。
- (4) 使用する用紙は、特に指定のない限り、A4 縦長横書き片面とすること。
- (5) ページ数に制限がある場合には、遵守すること。
- (6) 文章に使用する文字フォントは自由とするが、大きさは原則として 10 ポイント以上とする。ただし、図中又は表中の文字に関しては、可能な限り 10 ポイント以上とすること。また、文字間、行間は読みやすさを考慮すること。
- (7) 次に示す提出書類では、それぞれの書類単位で通し番号を付すこと。
 - ア) 基礎審査に関する提出書類（様式第 4-4-1、4-4-2 号）
 - イ) 非価格要素審査に関する提出書類（様式第 5-2～5-12-3 号）
 - ウ) 事業計画に関する提出書類（様式第 7-4～7-8-2 号）
- (8) 副本における次の各書類には、書類の右下に入札参加資格審査後に組合が交付する応募者名を記入すること。（枠は任意）
 - ア) 非価格要素審査に関する提出書類（様式第 5-2～5-12-3 号）
 - イ) 事業計画に関する提出書類（様式第 7-4～7-8-2 号）
- (9) 電子媒体（CD-R 等）の提出に当たっては、提出書類と同じ内容を保存するものとする。ファイル形式は、「2. 個別事項」に示すとおりとするが、Excel については、計算の数式や他のシートとのリンクが残ったままで提出すること。また、当該電子媒体には、正本については「事業名」、「代表企業名」及び「提出日」、副本については「事業名」、「入札参加資格審査後に組合が交付する応募者名」及び「提出日」を明記したうえで、それぞれ任意の封筒の表に同様の内容を明記し、封印して提出すること。